

穴喰中学校トイレ改修工事

図面番号	図面名	図面番号	図面名	図面番号	図面名
A-00	表紙・図面目録	A-16	2階女子トイレ展開図	P-01	機械設備工事 特記仕様書 1
A-01	特記仕様書 1	A-17	天井伏図	P-02	機械設備工事 特記仕様書 2
A-02	特記仕様書 2	A-18	建具表	P-03	衛生器具表
A-03	特記仕様書 3			P-04	縦管系統図 改修前後
A-04	特記仕様書 4	E-01	電気設備工事 特記仕様書	P-05	1階男子トイレ平面詳細図
A-05	特記仕様書 5・附近見取図	E-02	電気設備 凡例・照明器具姿図・機器表	P-06	2階男子トイレ平面詳細図
A-06	配置図・内部仕上表	E-03	1・2階(共用)男子トイレ平面詳細図	P-07	1階女子トイレ平面詳細図
A-07	平面図	E-04	1・2階(共用)女子トイレ平面詳細図	P-08	2階女子トイレ平面詳細図
A-08	1階男子平面詳細図	E-05	1階男子トイレ平面詳細図		
A-09	1階女子平面詳細図	E-06	2階男子トイレ平面詳細図		
A-10	2階男子平面詳細図	E-07	1階女子トイレ平面詳細図		
A-11	2階女子平面詳細図	E-08	2階女子トイレ平面詳細図		
A-12	断面詳細図				
A-13	1階男子トイレ展開図				
A-14	1階女子トイレ展開図				
A-15	2階男子トイレ展開図				

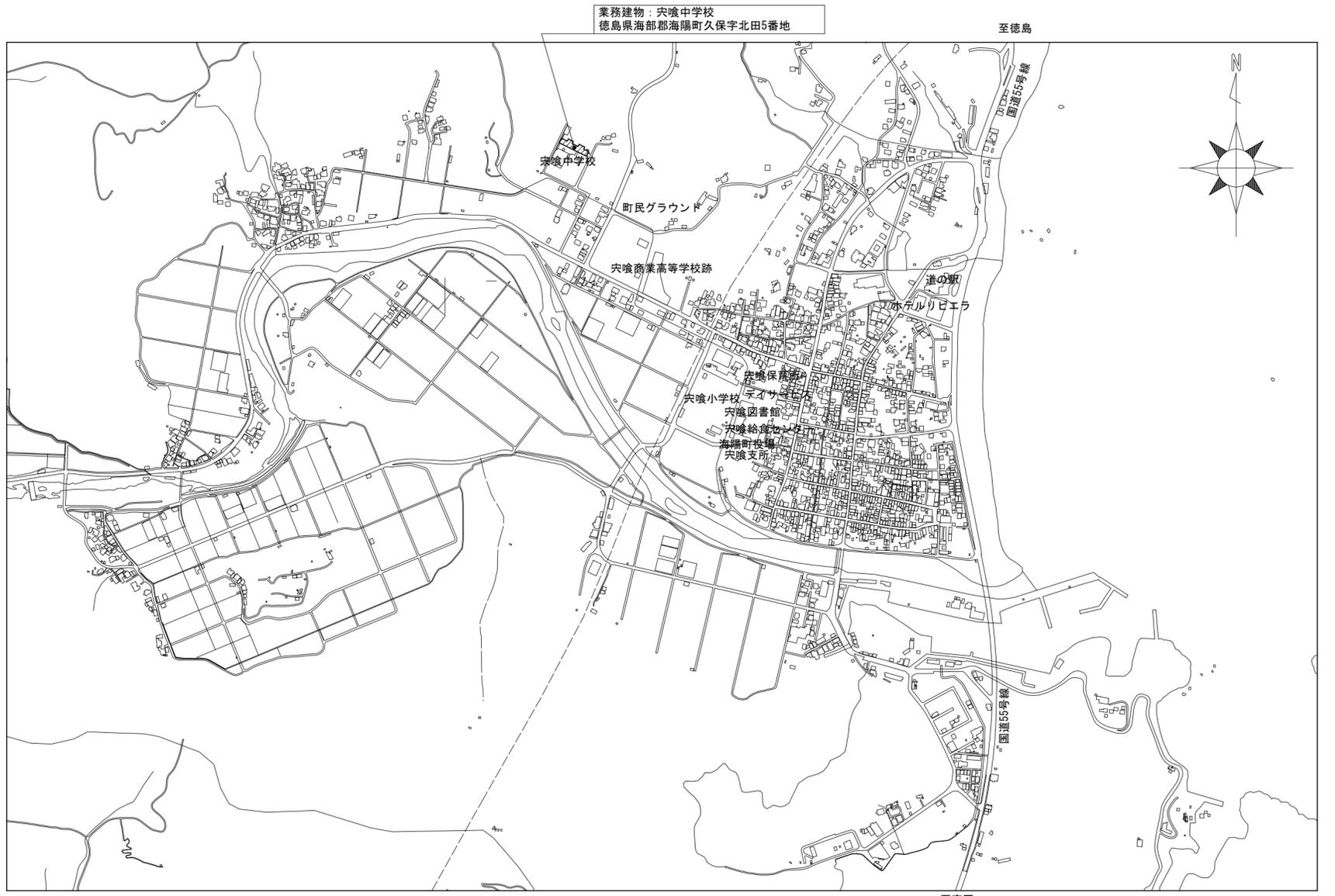
章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項										
一章 一般共通事項	I. 工事概要		7. 下請負人の選定	① 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。	⑬ 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。	⑭ 受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。	⑮ 仮囲いを設置する場合は、設置後に「会計課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。	⑯ 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。										
	1. 工事名称	宍喰中学校トイレ改修工事		② 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）					⑰ 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下るしるまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。	⑱ 作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について市監督員と協議すること。	⑲ 既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。	⑳ 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。						
	2. 工事場所	徳島県海部郡海陽町久保字北田5	8. 施工体制台帳及び施工体系図	① 施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。	⑳ 給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。	11. 交通安全管理	① 輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者を、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。											
	3. 建物概要	<table border="1"> <tr> <td>建物名称</td> <td>海洋町立宍喰中学校</td> </tr> <tr> <td>構造・規模</td> <td>教室棟：RC造 地上3階</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td></td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td>1階:745.36㎡、2階:745.36㎡、3階:689.42㎡、R階:25.38㎡、計:2,205.52㎡</td> </tr> <tr> <td colspan="2">消防法施行令別表第1の区分 7項</td> </tr> </table>	建物名称	海洋町立宍喰中学校	構造・規模			教室棟：RC造 地上3階	敷地面積		延床面積	1階:745.36㎡、2階:745.36㎡、3階:689.42㎡、R階:25.38㎡、計:2,205.52㎡	消防法施行令別表第1の区分 7項		② 施工体制台帳の作成及び揭示 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。	㉑ 過積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。 ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと ・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある	12. 発生材の処理等	㉒ 発生材の処理等は、次により適正に行う。 1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
建物名称	海洋町立宍喰中学校																	
構造・規模	教室棟：RC造 地上3階																	
敷地面積																		
延床面積	1階:745.36㎡、2階:745.36㎡、3階:689.42㎡、R階:25.38㎡、計:2,205.52㎡																	
消防法施行令別表第1の区分 7項																		
	4. 工事種目	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>工事概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トイレ改修工事</td> <td>トイレ改修</td> </tr> <tr> <td></td> <td>トイレ電気設備改修一式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>トイレ給排水衛生設備改修一式</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種目	工事概要	トイレ改修工事	トイレ改修		トイレ電気設備改修一式		トイレ給排水衛生設備改修一式							③ 運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を設置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。	㉓ 3) 産業廃棄物の種類ごとの処分については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。
種目	工事概要																	
トイレ改修工事	トイレ改修																	
	トイレ電気設備改修一式																	
	トイレ給排水衛生設備改修一式																	
	5. その他	本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について（令和4.12.9建設第686号）に基づく特例措置の対象工事である。	9. 電気保安技術者等	④ 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。	㉔ 4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。	12. 発生材の処理等	㉕ 5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。											
	II. 営繕工事共通仕様書		10. 施工中の安全確保	⑤ 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。	㉖ 6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。			㉗ 7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。										
				① 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。	㉘ 8) 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		㉙ 8) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。既存の分析調査結果の質と（ あり ）・（なし））。											
	1. 適用基準	<p>図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「標仕」という。） 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「改標仕」という。） 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 木造建築工事標準仕様書 令和4年版 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説 令和5年版 建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。） 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和4年版 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和4年版 敷地調査共通仕様書 令和4年版 <p>また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築工事監理指針（令和4年版）（以下「監理指針」という。） 建築改修工事監理指針（令和4年版） 電気設備工事監理指針（令和4年版） 機械設備工事監理指針（令和4年版） 	⑥ 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。	㉚ 9) 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。		㉛ 9) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。												
	2. 優先順位	<p>設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 質問回答書（②から⑤に対するもの） 補足説明書 特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む） 図面 公共建築工事標準仕様書等 	⑦ 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。	㉜ 10) 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。		㉝ 10) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。既存の分析調査結果の質と（ あり ）・（なし））。												
	3. 工事実績データの登録	<ol style="list-style-type: none"> 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 訂正時は、適宜とする。 なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。 なお、変更時としゅん工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。 	⑧ 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。	㉞ 11) 受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。		㉟ 11) 調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。												
	4. 工程表	受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。		⑨ 受注者は、機材等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。	㊱ 12) 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。		㊲ 分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。											
	5. 工事の着手	受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。 なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあつては、その日）をいう。		⑩ 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。														
	6. 施工計画書等	<ol style="list-style-type: none"> 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。 																

宍喰中学校トイレ改修工事		特記仕様書 1	
株式会社 岡島建築事務所	1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓 芳	2024.09	A — 01

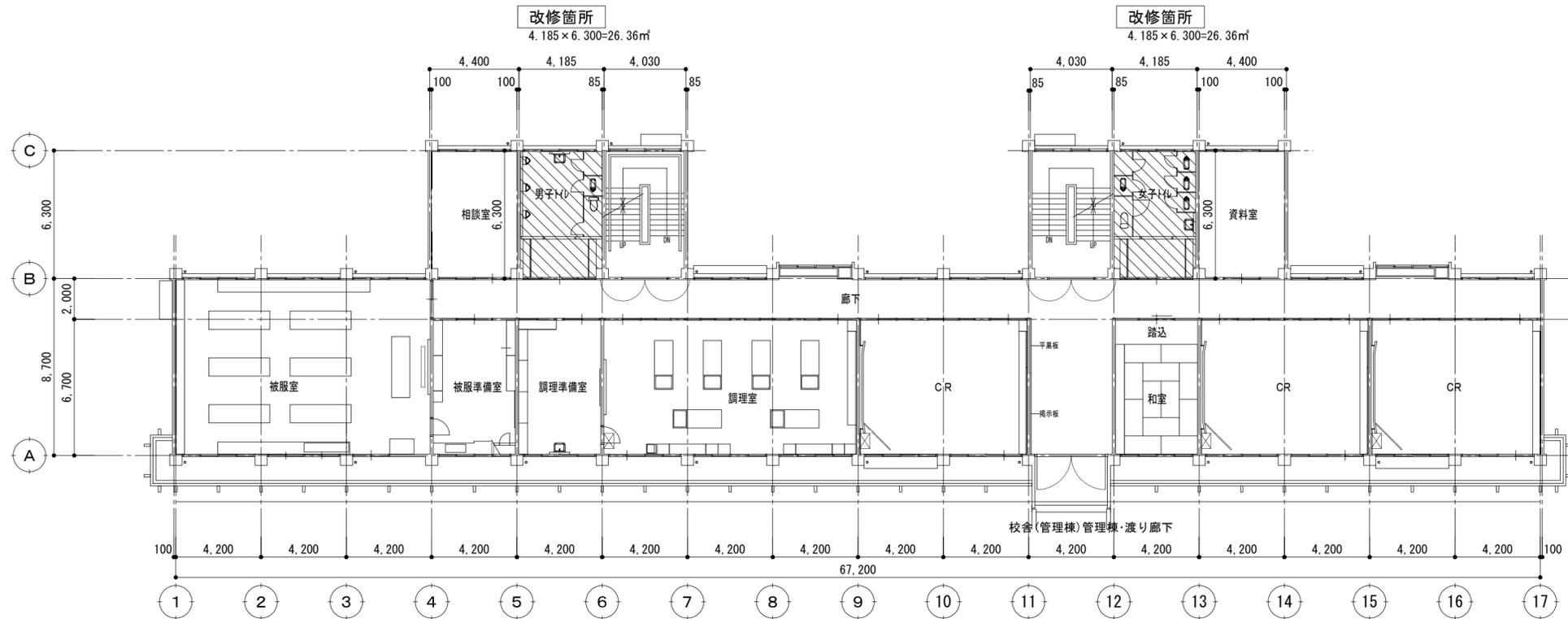
章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項													
一章 一般共通事項		<p>3)表示、掲示は次のとおり行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。 <p>③ 建設リサイクル法通知済証の掲示</p> <p>受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。</p> <p>また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とする。</p> <p>なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p> <p>④ 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。</p> <p>1)受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>2)受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>3)受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。</p> <p>4)受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。</p> <p>5)受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>6)受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。</p> <p>7)受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>⑤ 受領書の交付</p> <p>受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</p> <p>⑥ 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等</p> <p>受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。</p> <p>また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>⑦ 建設発生土の運搬を行う者に対する通知</p> <p>受注者は、建設現場等から土砂搬出を他者に委託しようとするとき、特記に土工事に記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p> <p>⑧ 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等</p> <p>受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。</p>																			
	13. 材料・製品等		<p>① 本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。</p> <p>② 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。</p> <p>③ 県産木材の原則使用</p> <p>1)受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。</p> <p>2)「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。</p> <p>(a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材</p> <p>(b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材</p> <p>3)受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に</p>	<p>監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>4)受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>5)県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>④ 製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>⑤ 標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>⑥ 県内産資材の原則使用</p> <p>1)受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。</p> <p>2)受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>県内産資材（次のいずれかに該当するもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 徳島県内の工場で加工、製造された製品 <p>(注)・部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。 </div> <p>⑦ 県内企業調達建材等の優先使用</p> <p>受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。</p> <p>なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>⑧ 県内産再生砕石の原則使用</p> <p>受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>⑨ アスファルト舗装の材料</p> <p>受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。</p>	<p>14. 化学物質を発散する建築材料等</p> <p>15. 施工</p>	<p>16. 建設機械等</p> <p>17. 工事看板等</p> <p>18. 仮設トイレ</p> <p>19. 設計変更箇所確認</p> <p>20. 工事検査及び技術検査</p>	<p>⑥ 設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>⑦ 試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>① 排出ガス対策型建設機械</p> <p>本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>② 低騒音・低振動型建設機械</p> <p>本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>③ 特定自主検査</p> <p>本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>④ 不正軽油の使用禁止</p> <p>受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。</p> <p>また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。</p> <p>① 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>② 受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了後「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。</p> <p>③ 受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター（A3）」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事 ・当初請負金額が200万円未満の工事 <p>受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。</p> <p>ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。</p> <p>① 当初請負対象金額（設計金額）3千万円未満の工事</p> <p>原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。</p> <p>② 当初請負対象金額（設計金額）3千万円以上の工事</p> <p>原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。</p> <p>受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <p>なお、洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。</p> <p>快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・水旋の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p> <p>設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。</p> <p>また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。</p> <p>① 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>② 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>③ 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>④ 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p> <p>⑤ 外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																			
3千万円未満	—	1回																			
3千万円以上5千万円未満	—	2回																			
5千万円以上1億円未満	1回	2回																			
1億円以上	2回	3回																			

5章 内装改修工事		特記事項																								
章	項目																									
5章 内装改修工事	8. セメントモルタルによるタイル張り	施工箇所	形状/寸法 (mm)	吸水率による区分 I類 II類 III類	うわぐすり 施ゆう 無ゆう	役物 有 無	色 標準 特注	再生材の適用	耐凍害性 有 無	耐滑り性	備考															
		壁	100×100		○		○																			
	9. セルフレベリング材塗り	① 壁タイル張り工法 () ② 標準的な曲がりの役物は一体成形とする。 ③ タイルの製造所：原則、評価名簿による。評価名簿によらない場合は監督員の承諾を得ること。 ④ 見本焼きを (行う ・ 行わない)。 ⑤ 試験張りを (行う ・ 行わない)。 ⑥ 既製調合モルタルの製造所：評価名簿による。 ⑦ 保水材の混入量は、実績等の資料を提出したうえで、監督員の承諾を得ること。																								
	10. 天井点検口	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材種</th> <th>寸法</th> <th>形式</th> <th>外枠</th> <th>内枠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7mm製</td> <td>450角</td> <td>一般型</td> <td>屋内用</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>											材種	寸法	形式	外枠	内枠	7mm製	450角	一般型	屋内用					
材種	寸法	形式	外枠	内枠																						
7mm製	450角	一般型	屋内用																							
	11. トイレブース	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">表面材の種類</th> <th colspan="2">脚部</th> <th colspan="2">ドアエッジ</th> </tr> <tr> <th>形状</th> <th>材質</th> <th>形状</th> <th>材質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メラミン樹脂化粧板</td> <td>SUS製巾木</td> <td>アルミ</td> <td>アール</td> <td>アルミ</td> </tr> </tbody> </table> <p>オレフィンシート貼 ① トイレブースのパネルの材料のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆のトイレブースのパネルを使用できない場合は、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>											表面材の種類	脚部		ドアエッジ		形状	材質	形状	材質	メラミン樹脂化粧板	SUS製巾木	アルミ	アール	アルミ
表面材の種類	脚部		ドアエッジ																							
	形状	材質	形状	材質																						
メラミン樹脂化粧板	SUS製巾木	アルミ	アール	アルミ																						

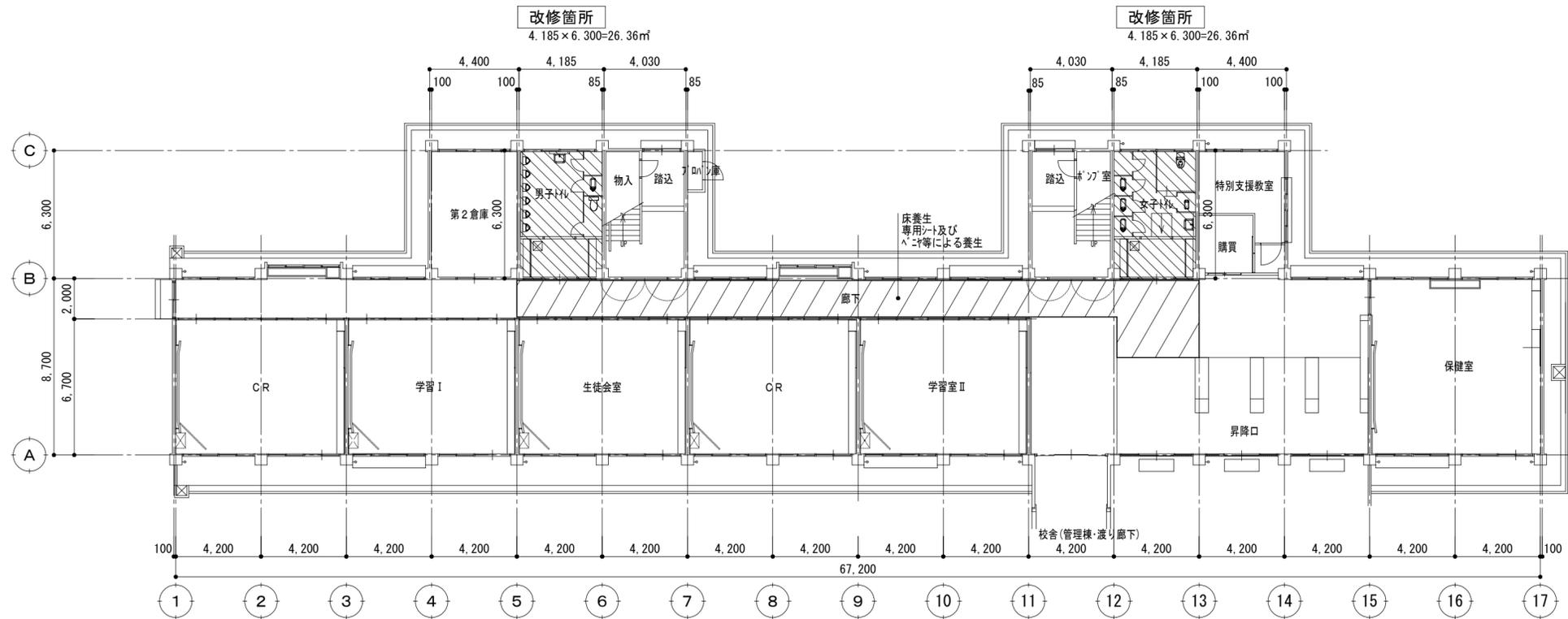
6章 塗装改修工事		特記事項																							
章	項目																								
6章 塗装改修工事	1. 一般事項	① 防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。 ② 塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。 ③ ユリア樹脂等(ユリア樹脂 メラミン樹脂 フェノール樹脂 レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																							
	2. つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗料 (EP-G)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整 (新規面は素地ごしらえ)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モルタル面(改修)</td> <td>改標仕 表7.9.1 B種</td> <td>改標仕 表7.2.4 RB種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>モルタル面(新規)</td> <td>改標仕 表7.9.1 B種</td> <td>改標仕 表7.2.4 B種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>木部面(改修)</td> <td>改標仕 表7.9.2 B種</td> <td>改標仕 表7.2.1 RB種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>木部面(新規)</td> <td>改標仕 表7.9.2 A種</td> <td>改標仕 表7.3.2 A種</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区分	種別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	備考	モルタル面(改修)	改標仕 表7.9.1 B種	改標仕 表7.2.4 RB種		モルタル面(新規)	改標仕 表7.9.1 B種	改標仕 表7.2.4 B種		木部面(改修)	改標仕 表7.9.2 B種	改標仕 表7.2.1 RB種		木部面(新規)	改標仕 表7.9.2 A種	改標仕 表7.3.2 A種	
	区分	種別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	備考																					
モルタル面(改修)	改標仕 表7.9.1 B種	改標仕 表7.2.4 RB種																							
モルタル面(新規)	改標仕 表7.9.1 B種	改標仕 表7.2.4 B種																							
木部面(改修)	改標仕 表7.9.2 B種	改標仕 表7.2.1 RB種																							
木部面(新規)	改標仕 表7.9.2 A種	改標仕 表7.3.2 A種																							



附近見取図 1/5,000



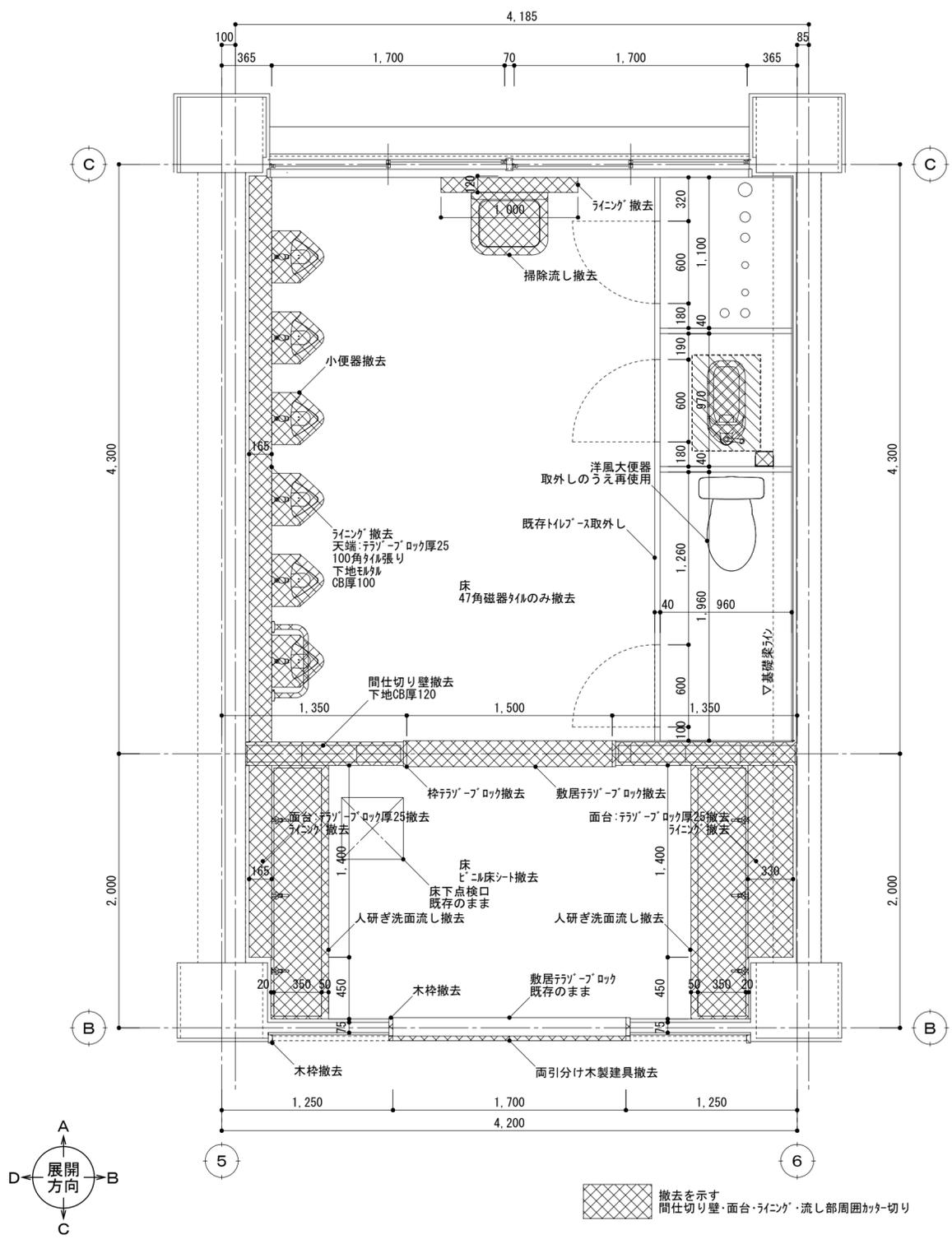
2階平面図 1/200



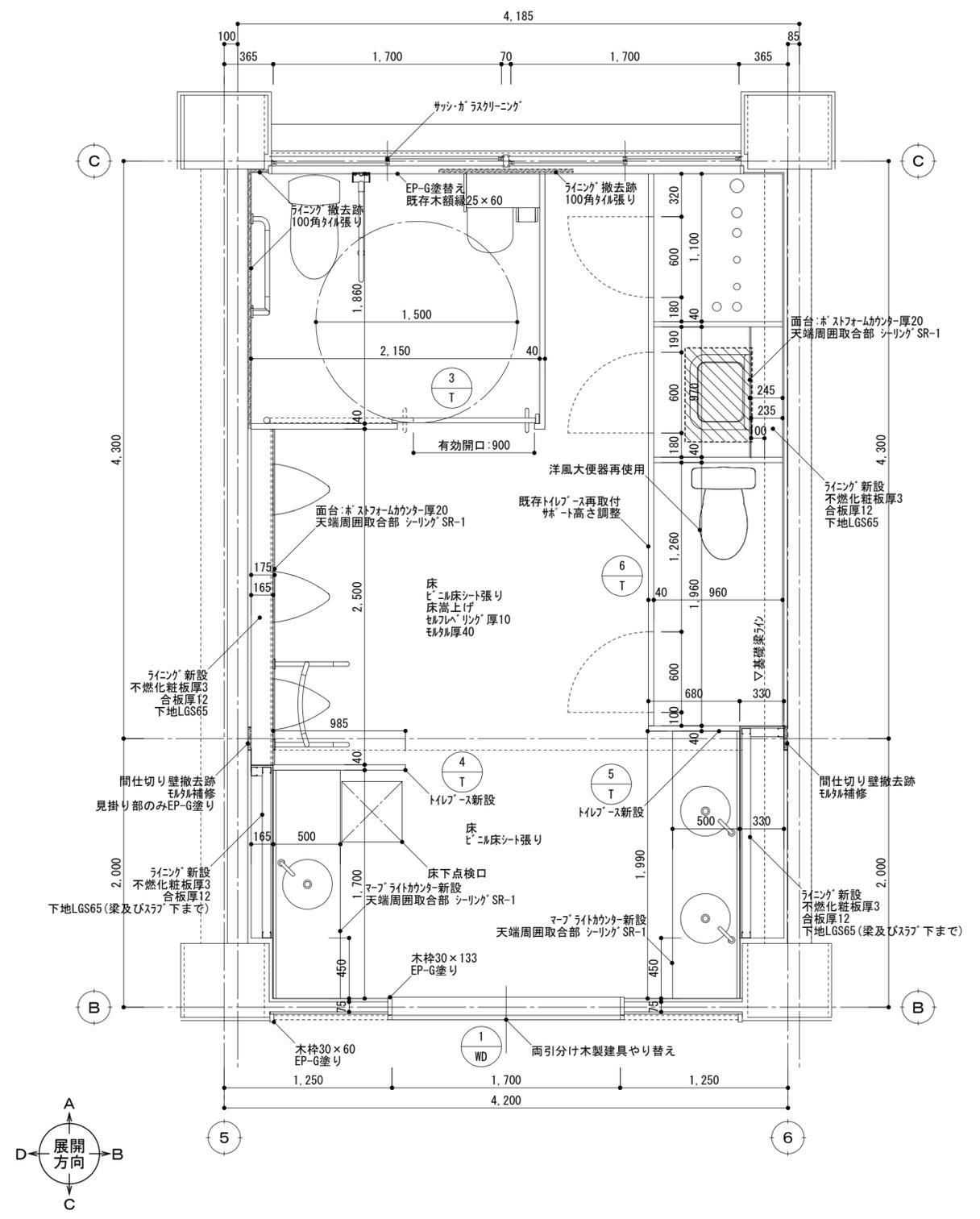
1階平面図 1/200

和式便器撤去範囲スラブコンクリート撤去 (700×500)
 既存鉄筋(Φ9・Φ13)はつりだし

和式便器撤去跡
 スラブコンクリート補修 (700×500)

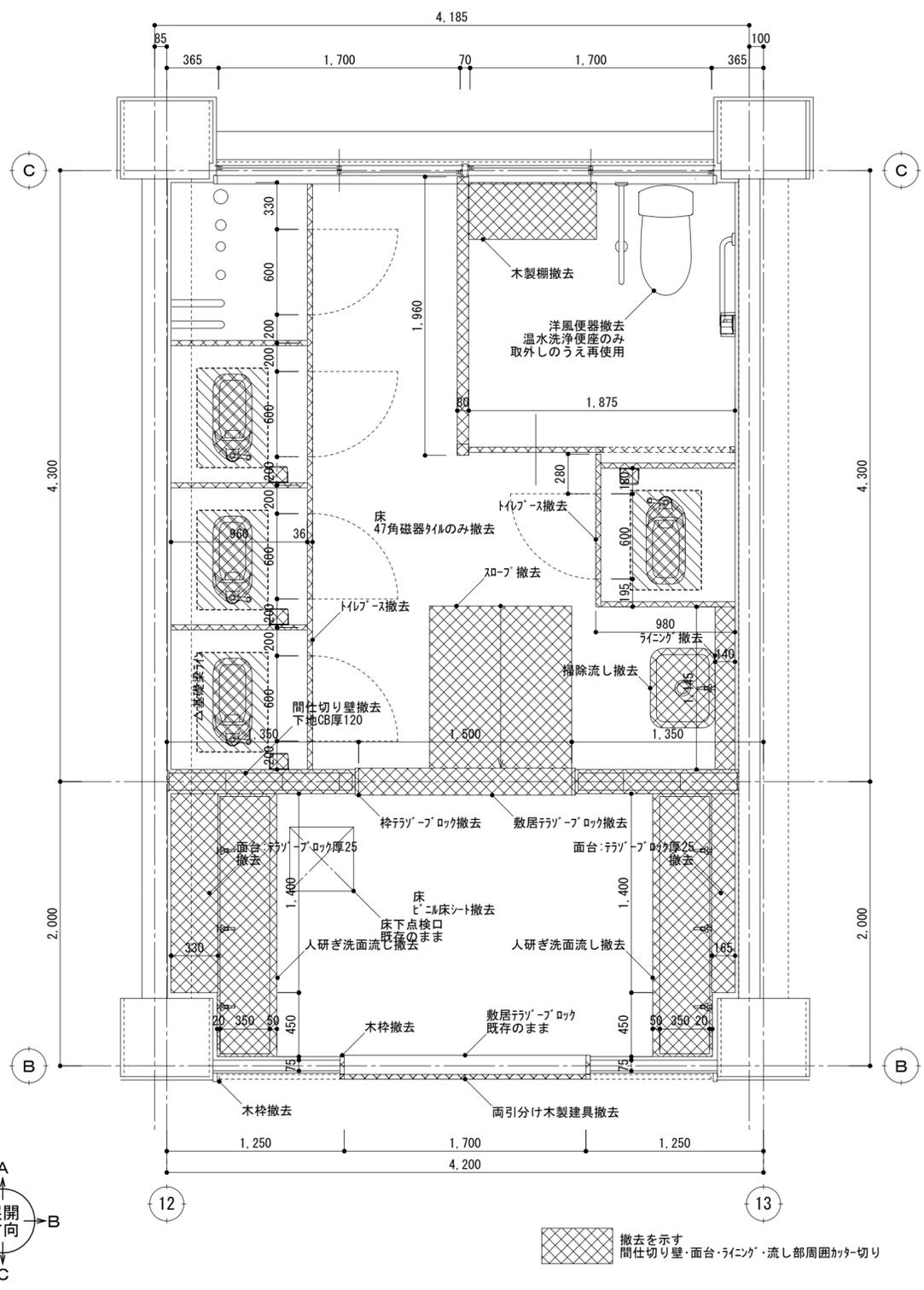


改修前 1階男子トイレ平面詳細図 1/30

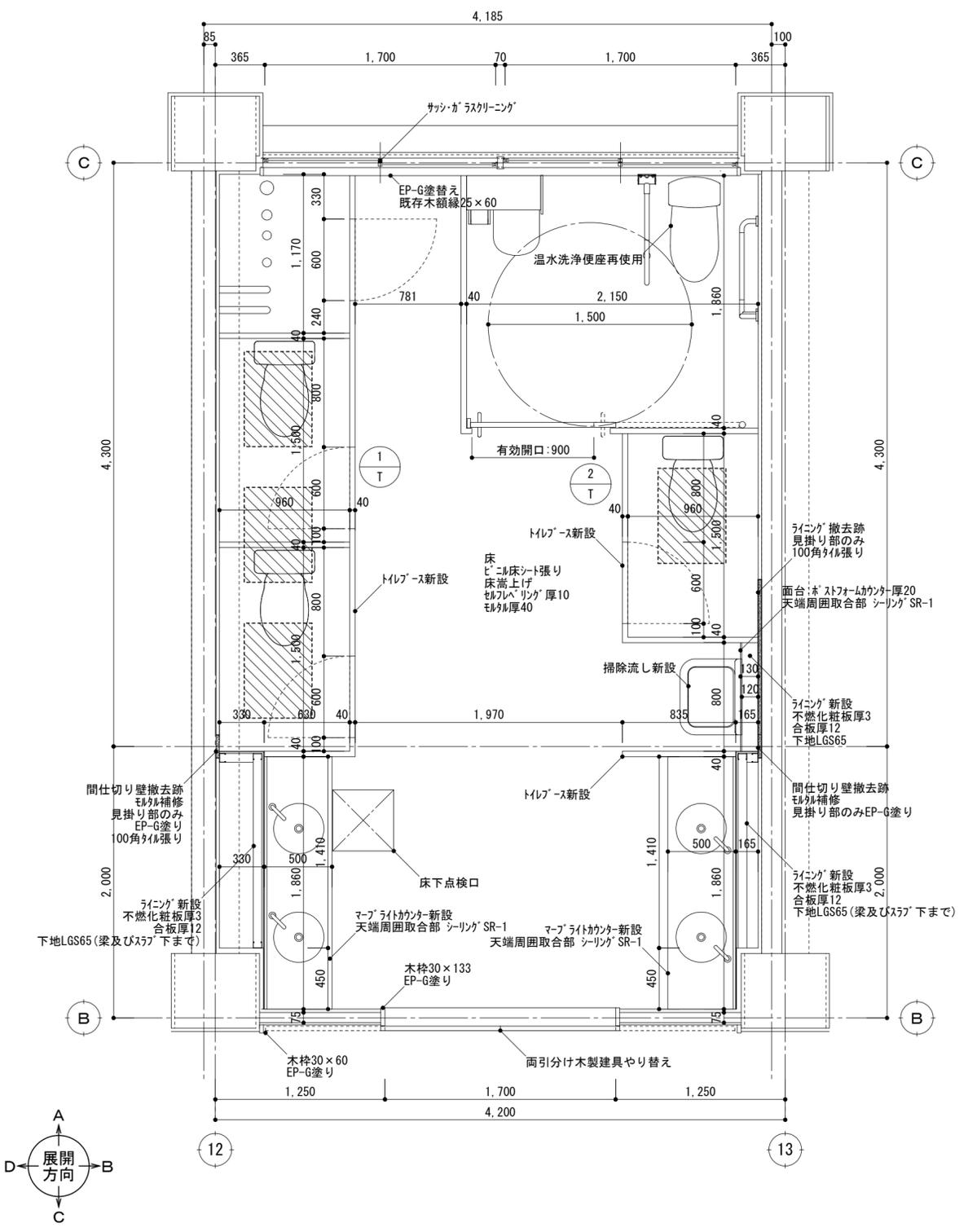


改修後 1階男子トイレ平面詳細図 1/30

和式便器撤去跡
スラブコンクリート補修 (700×500)



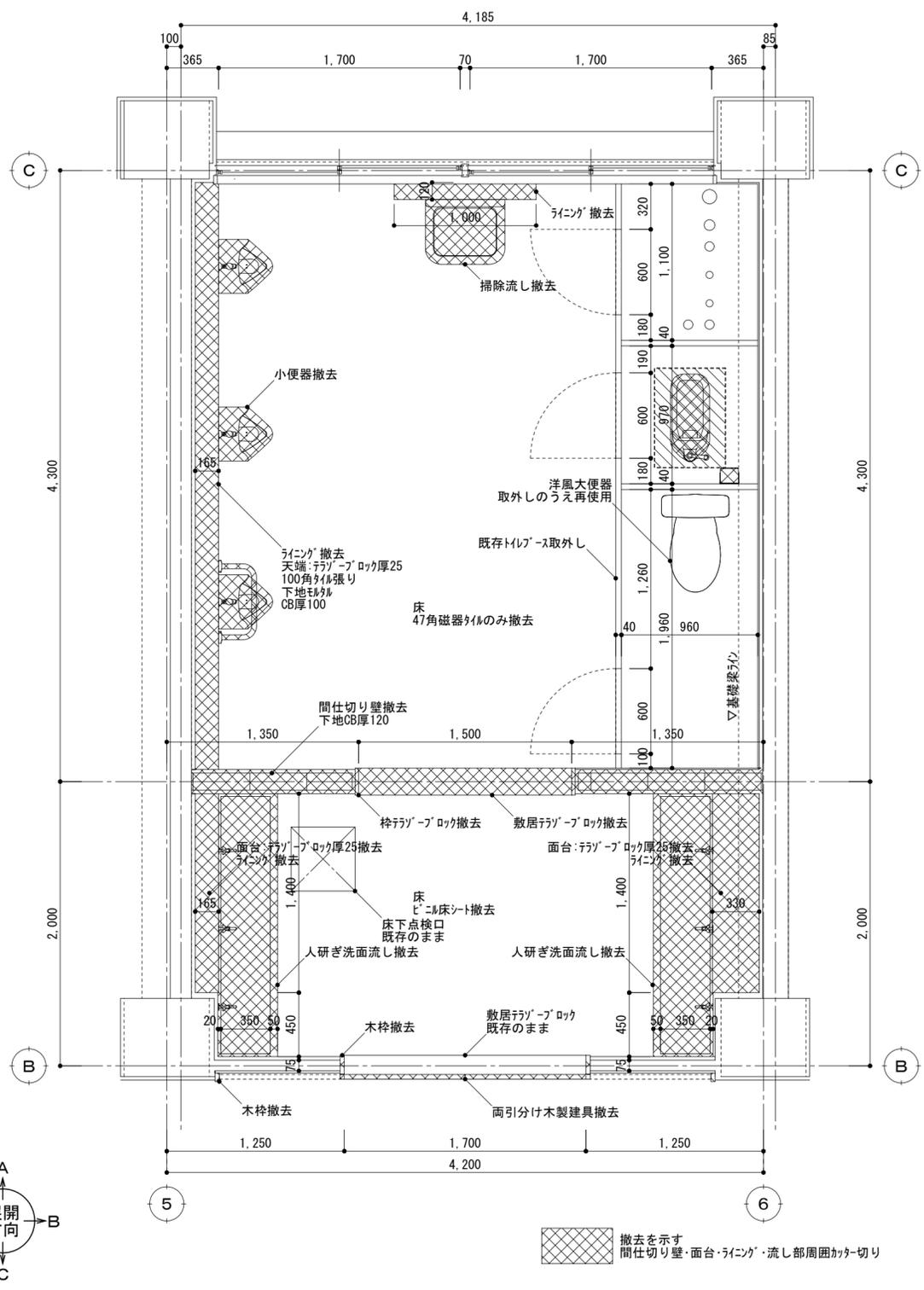
改修前 1階女子トイレ平面詳細図 1/30



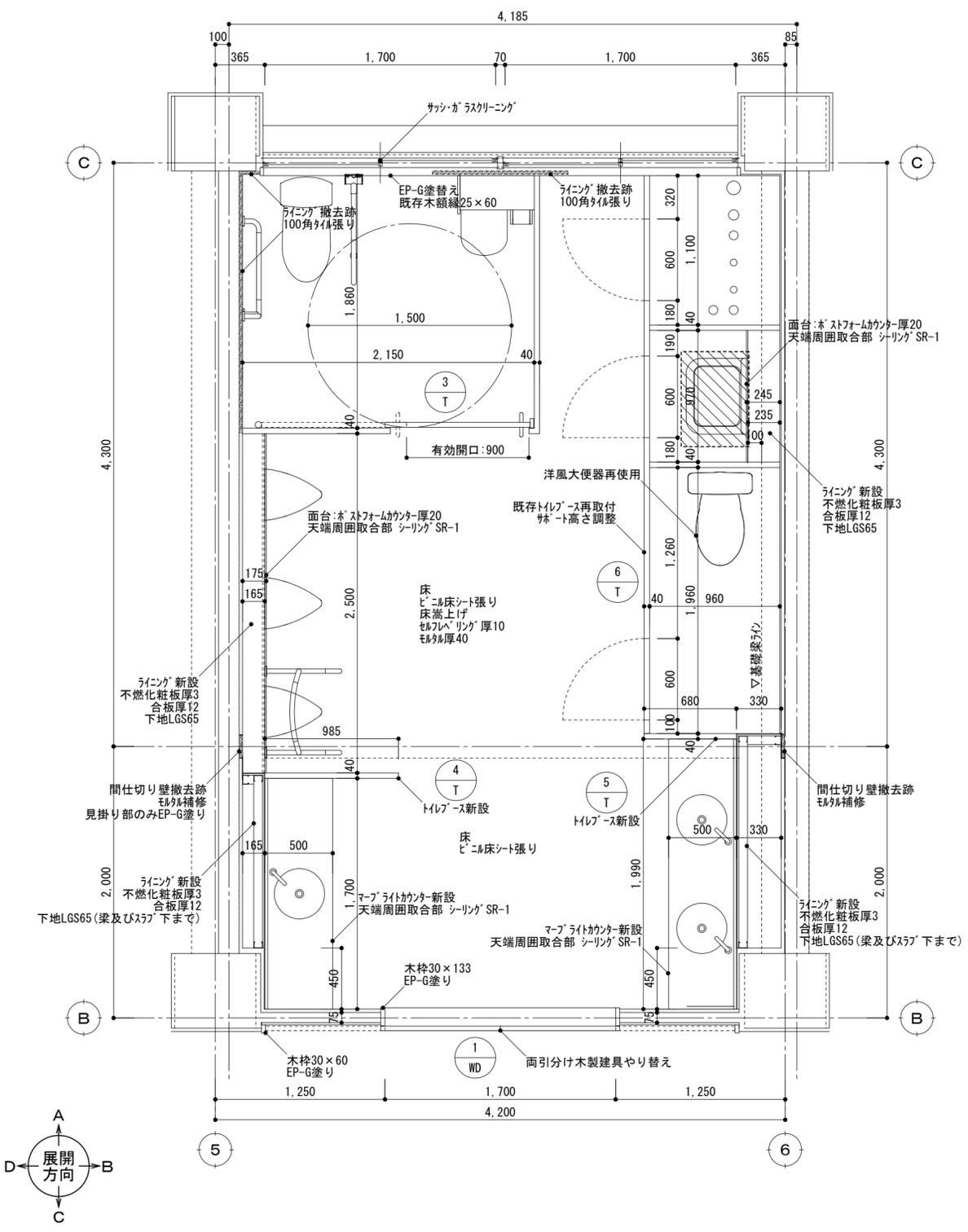
改修後 1階女子トイレ平面詳細図 1/30

和式便器撤去範囲スラブコンクリート撤去 (700×500)
 既存鉄筋(Φ9・Φ13)はつりだし

和式便器撤去跡
 スラブコンクリート補修 (700×500)



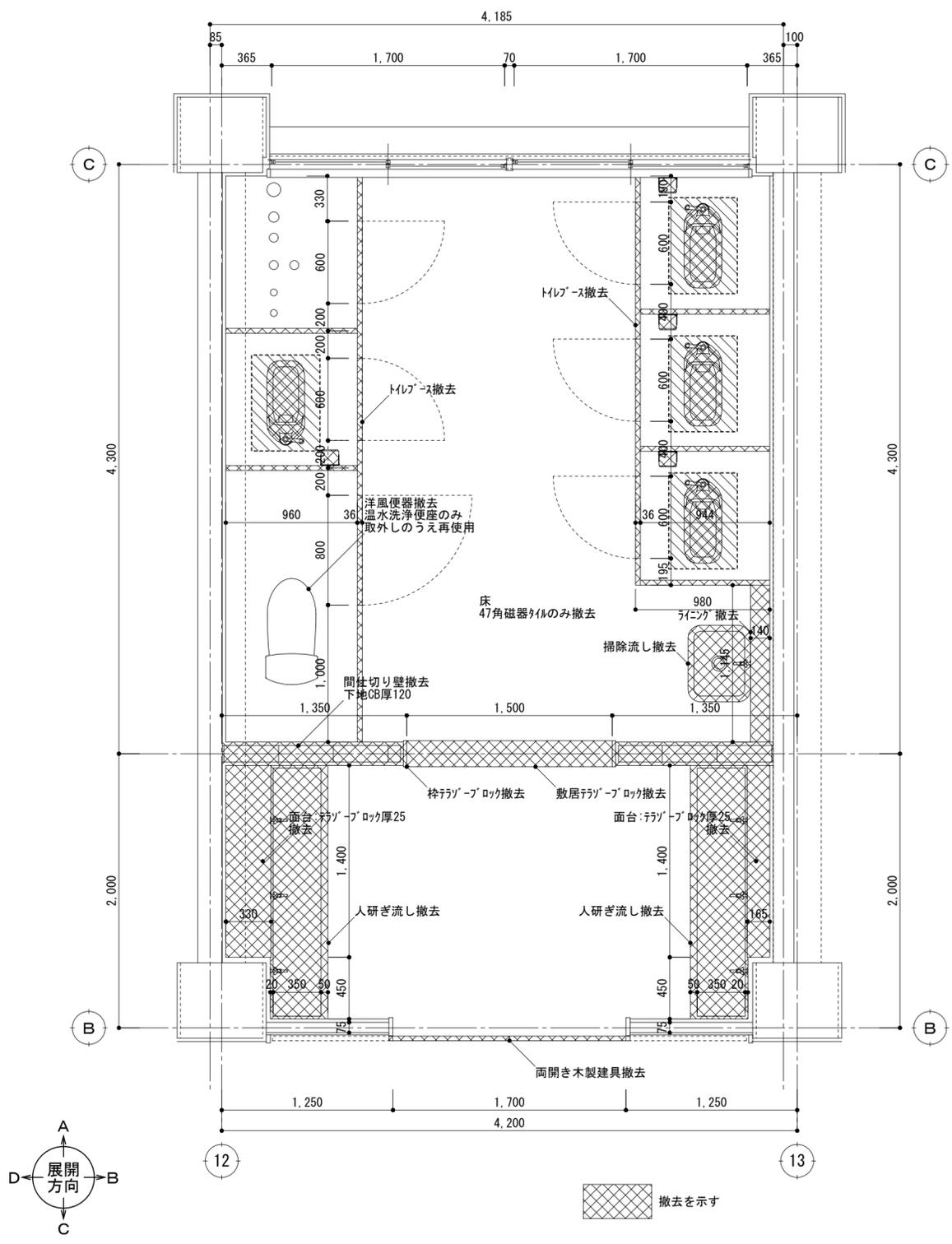
改修前 2階男子トイレ平面詳細図 1/30



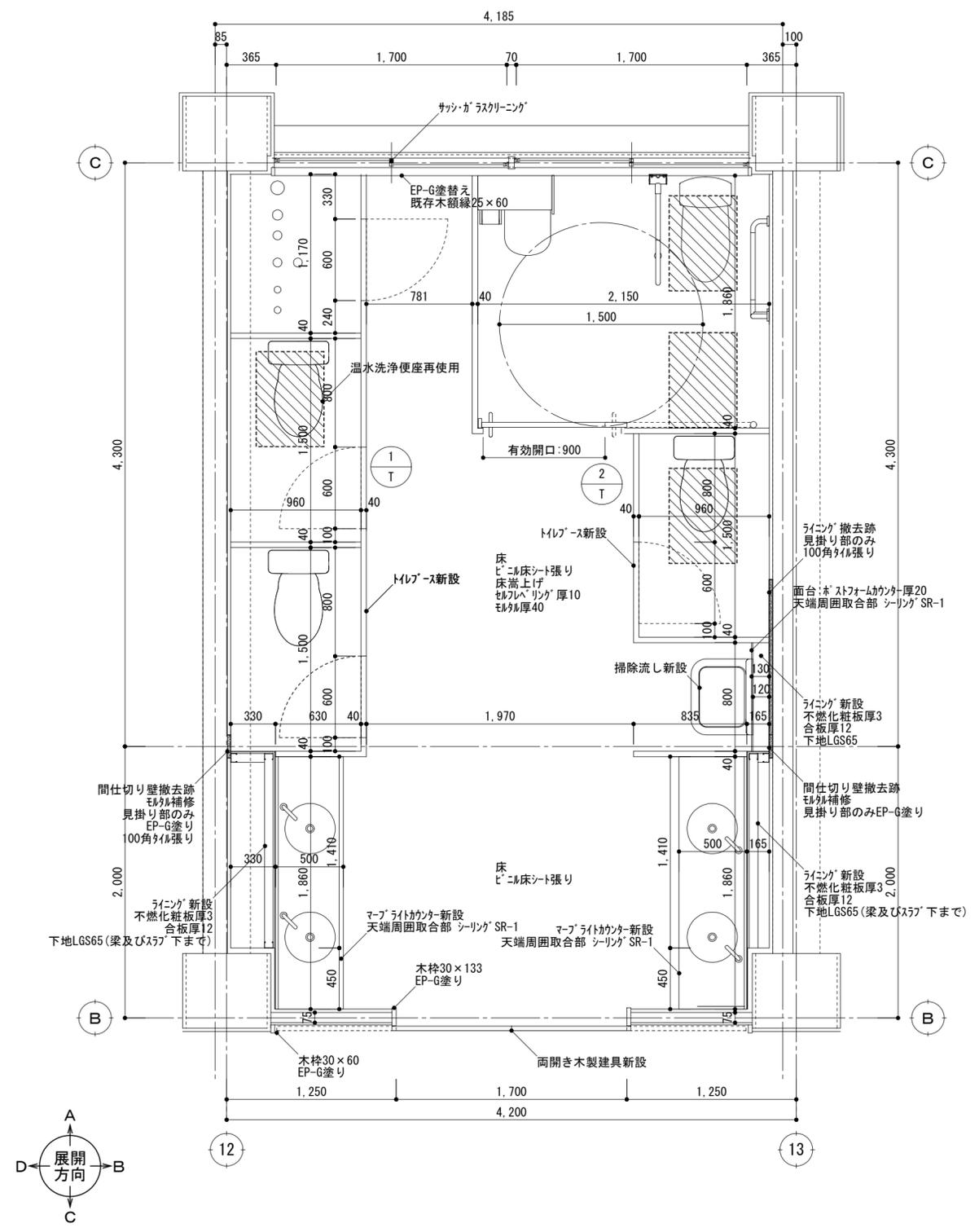
改修後 2階男子トイレ平面詳細図 1/30

和式便器撤去範囲スラブコンクリート撤去 (700×500)
既存鉄筋(Φ9・Φ13)はつりだし

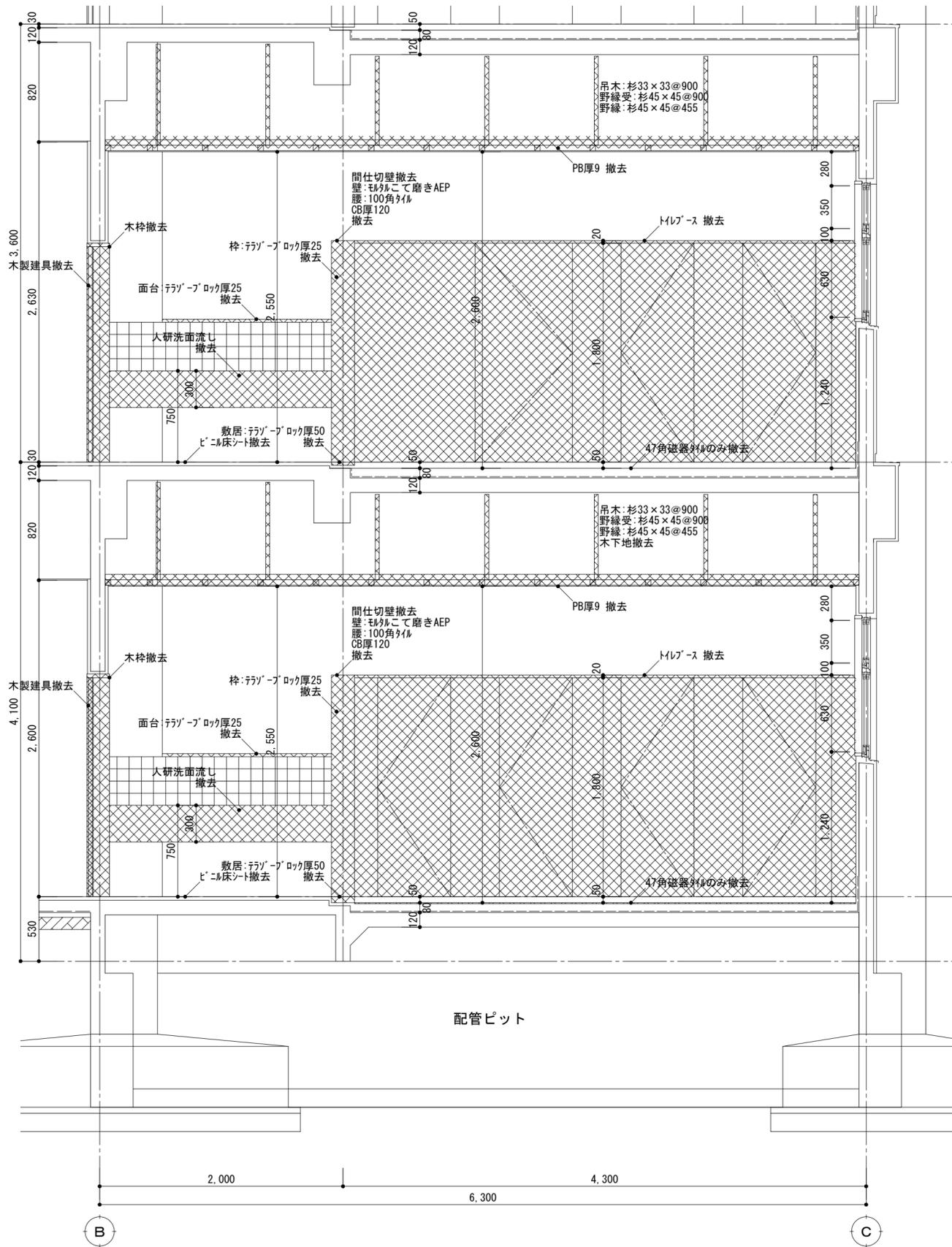
和式便器撤去跡
スラブコンクリート補修 (700×500)



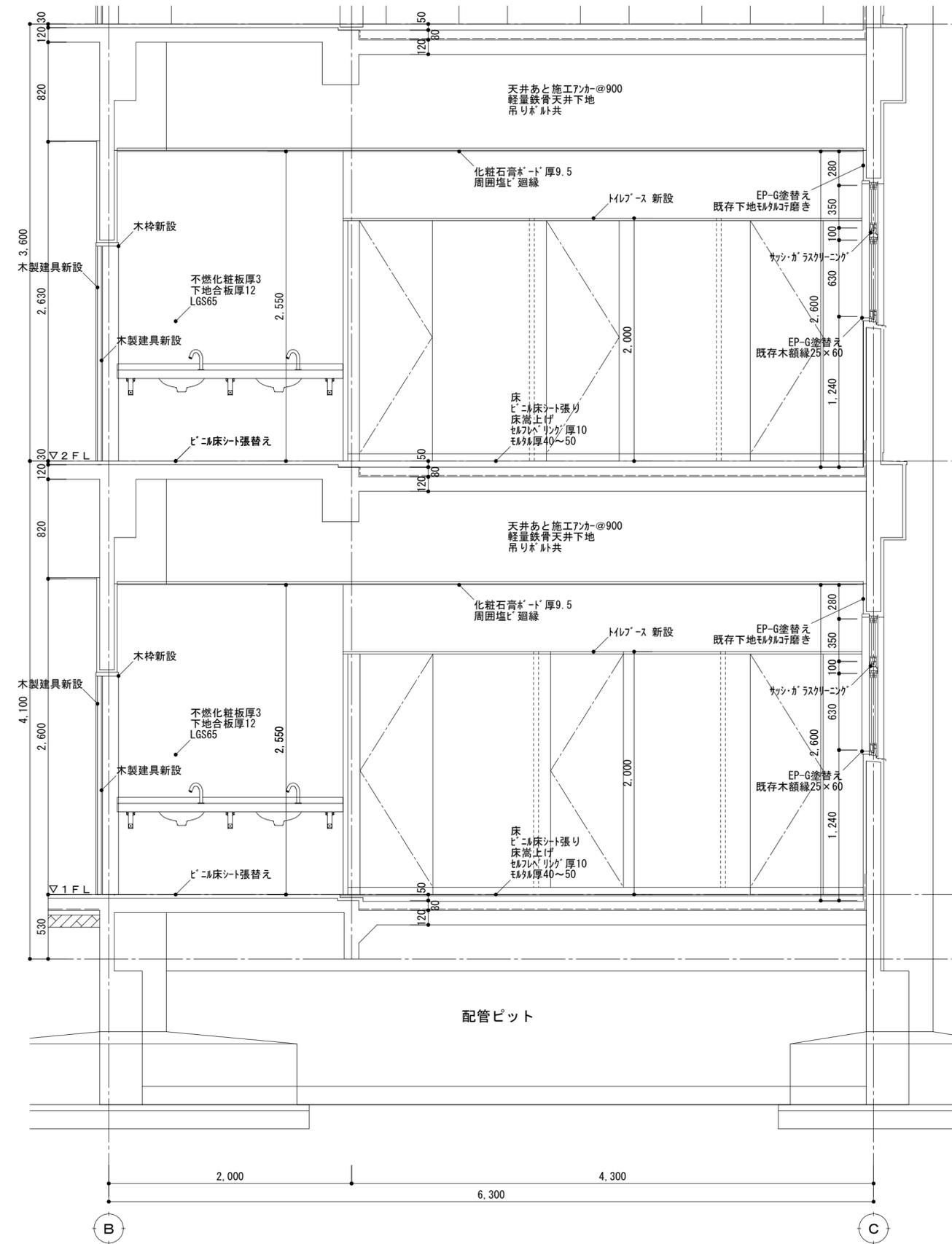
改修前 2階女子トイレ平面詳細図 1/30



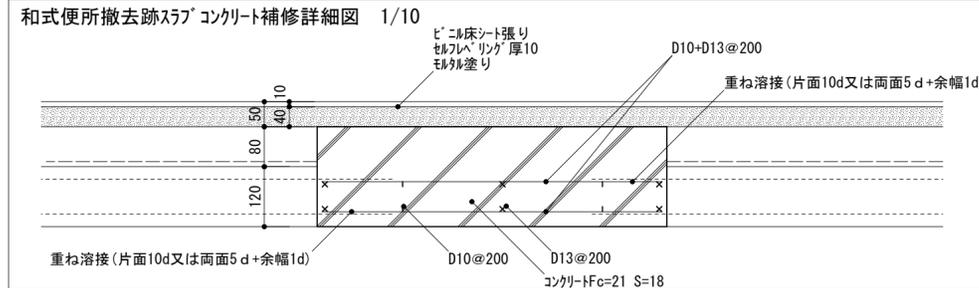
改修後 2階女子トイレ平面詳細図 1/30

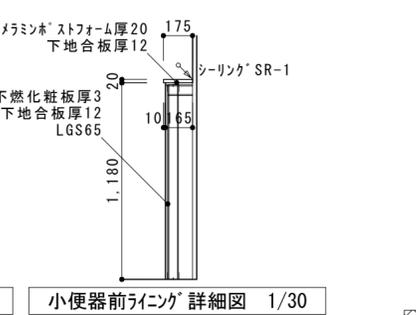
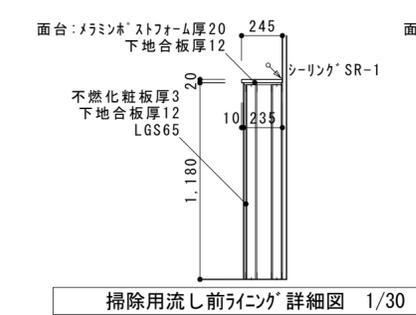
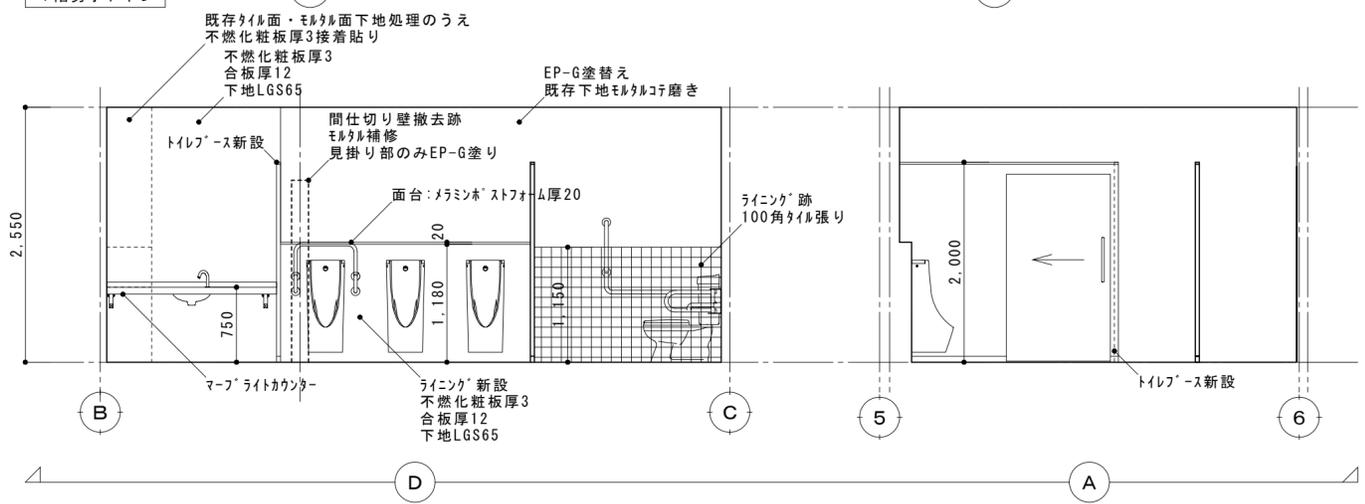
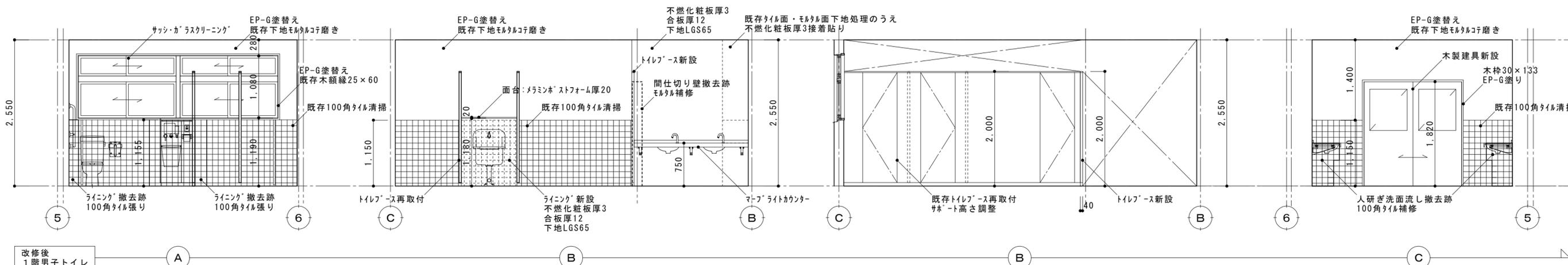
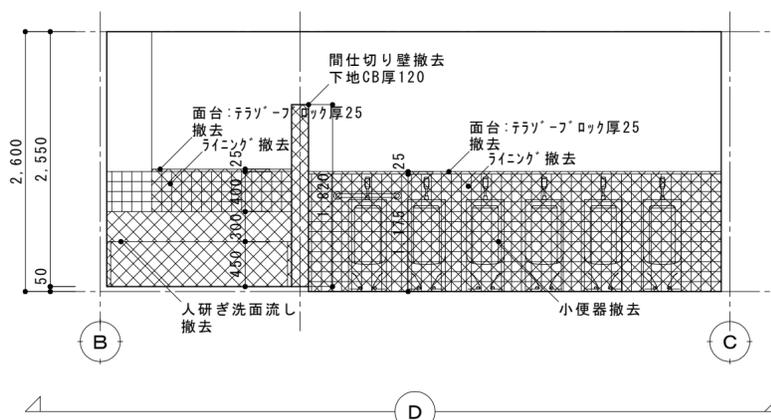
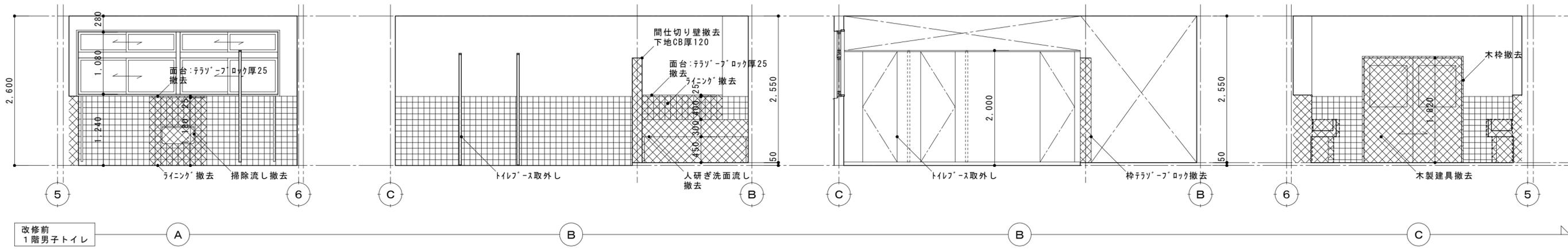


改修前 断面詳細図 1/30

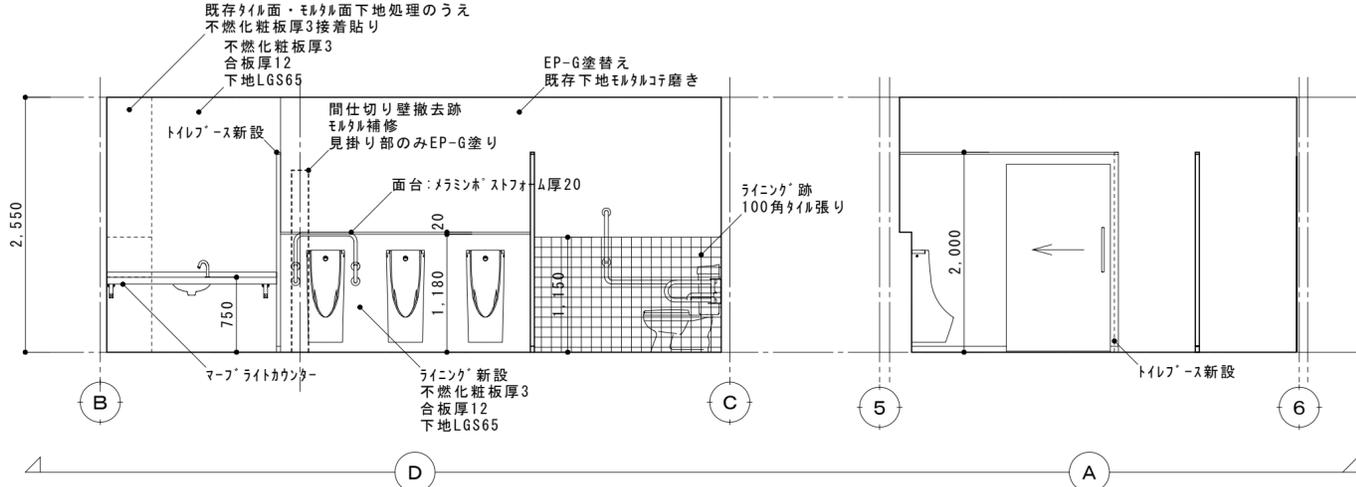
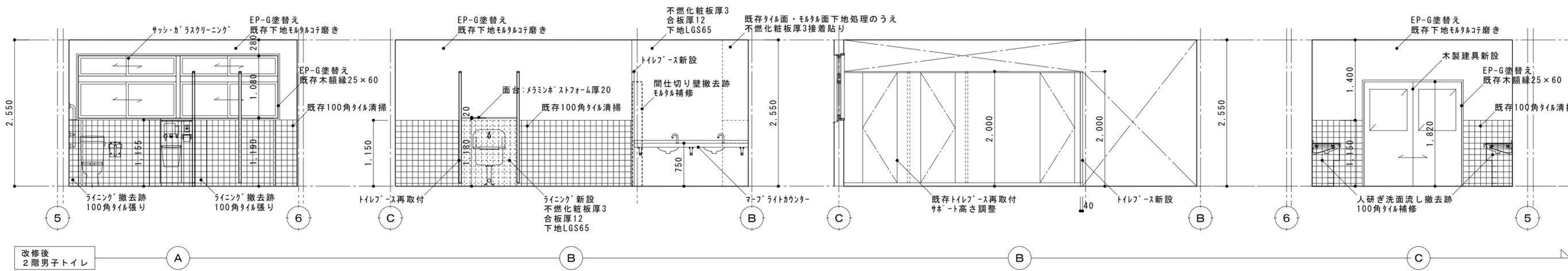
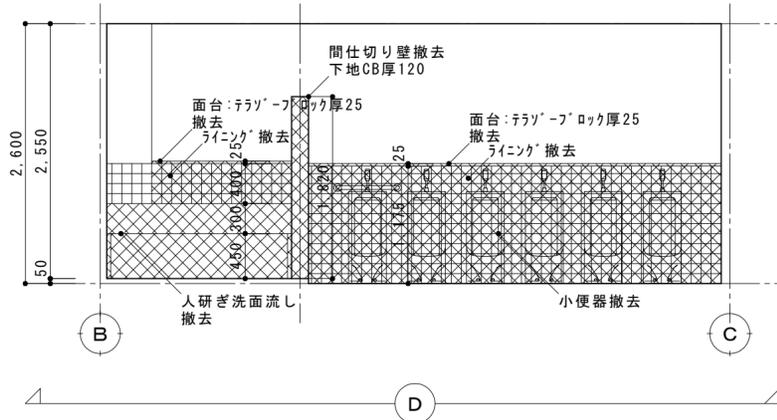
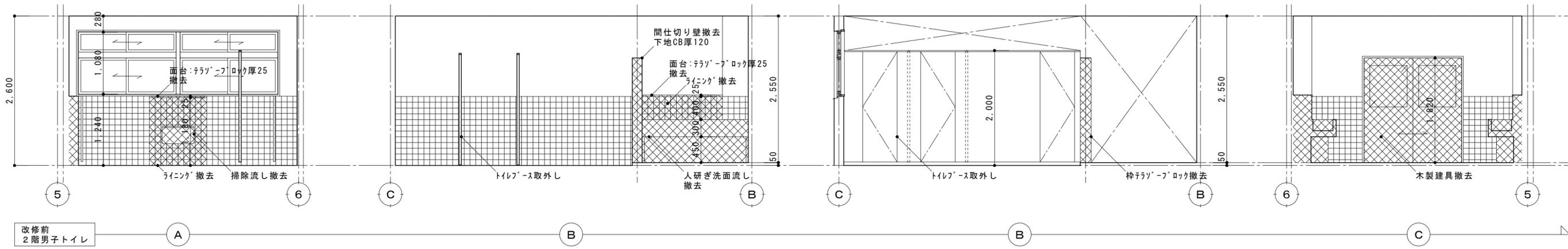


改修後 断面詳細図 1/30

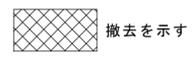
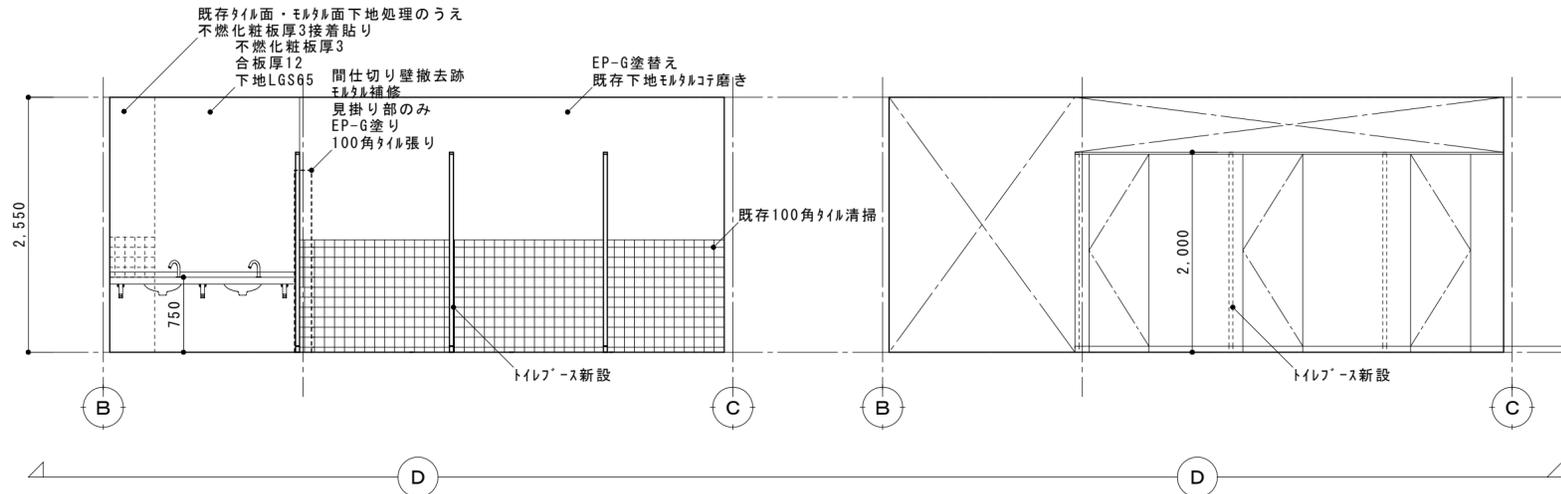
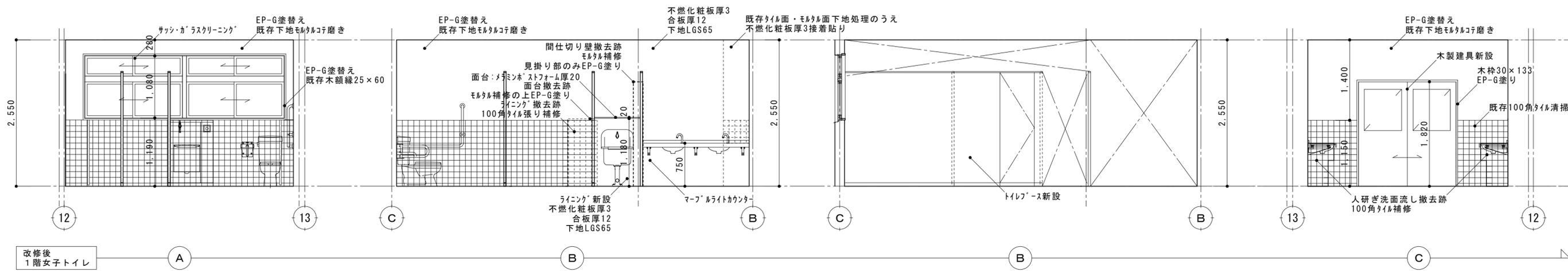
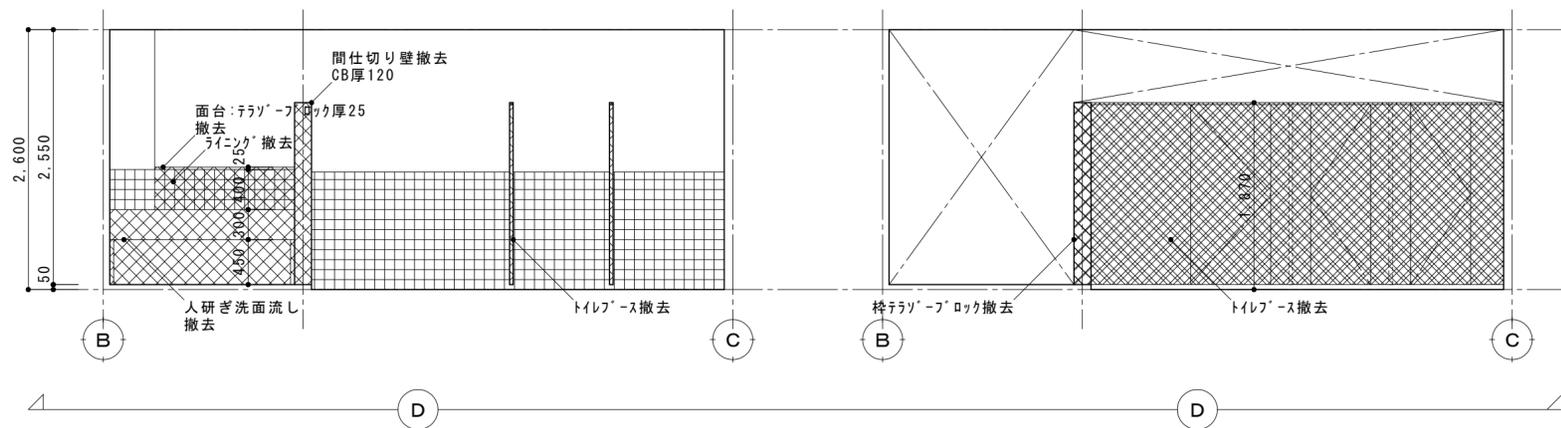
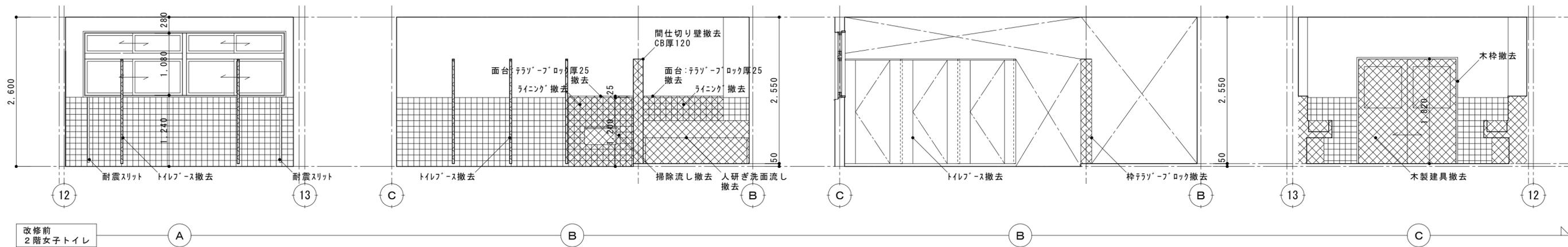


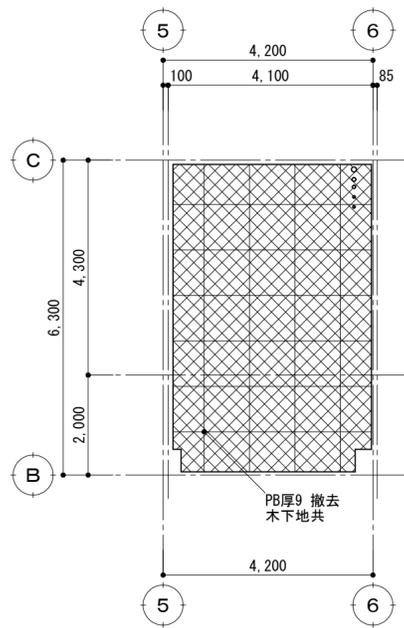


撤去を示す
間仕切り壁・面台・ライニング・流し部周囲カッター切り

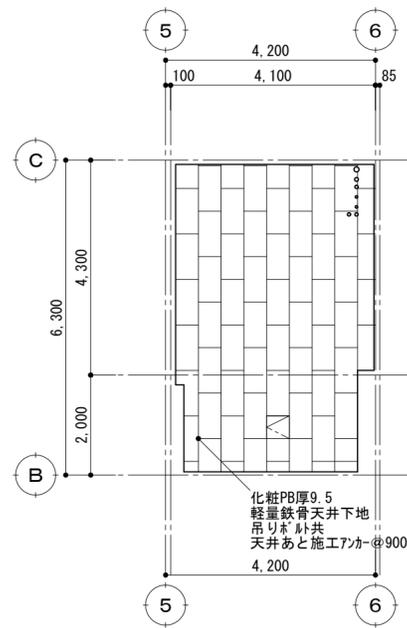


撤去を示す
間仕切り壁・面台・ライニング・流し部周囲カッター切り



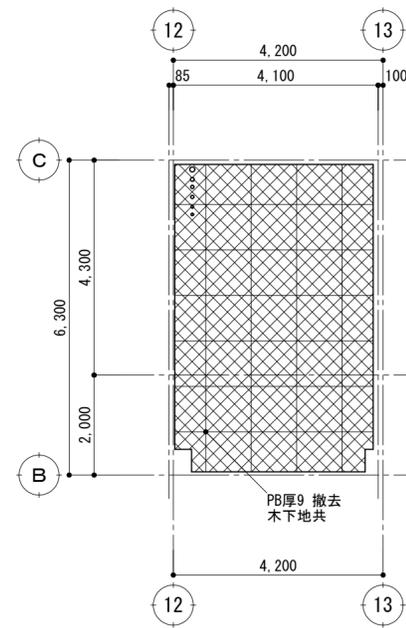


改修前 2階男子トイレ天井伏図 1/100

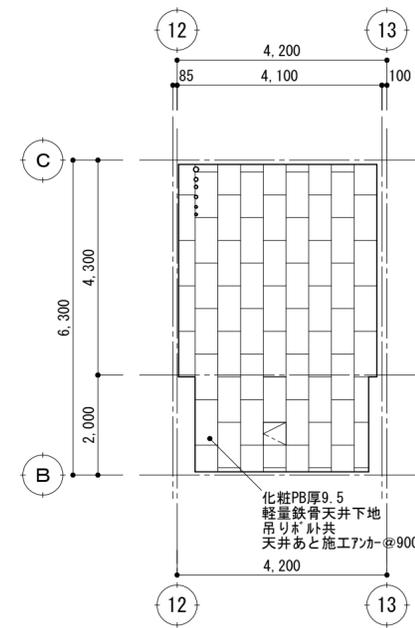


改修後 2階男子トイレ天井伏図 1/100

天井点検口450角を示す

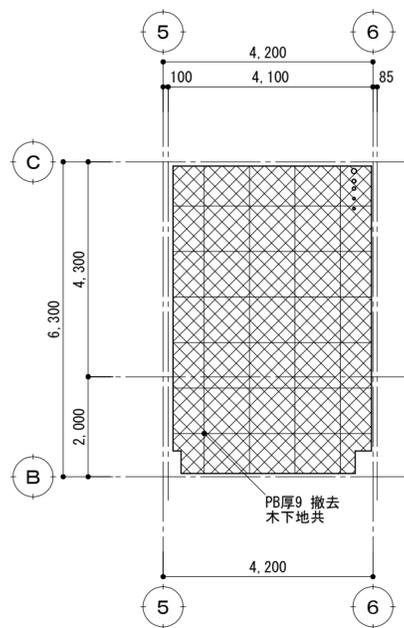


改修前 2階女子トイレ天井伏図 1/100

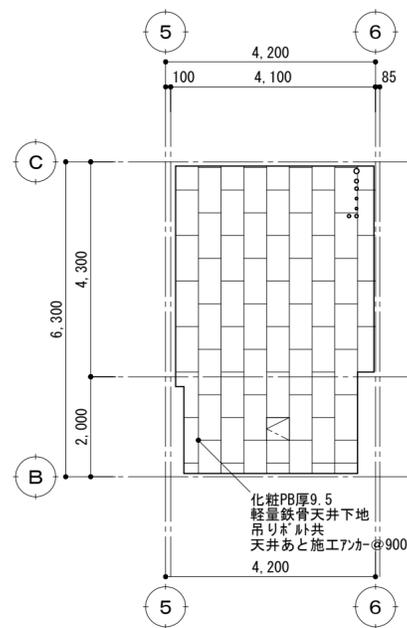


改修後 2階女子トイレ天井伏図 1/100

天井点検口450角を示す

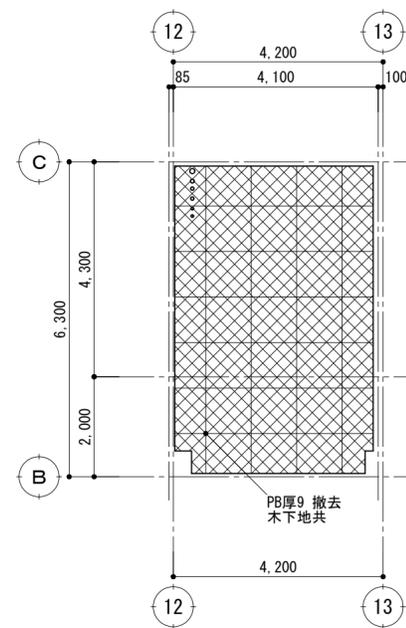


改修前 1階男子トイレ天井伏図 1/100

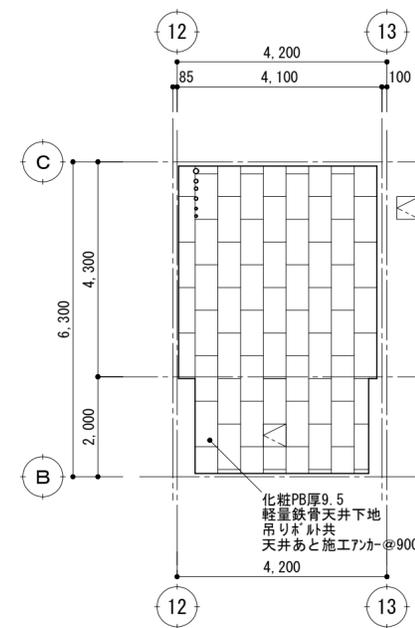


改修後 1階男子トイレ天井伏図 1/100

天井点検口450角を示す



改修前 1階女子トイレ天井伏図 1/100



改修後 1階女子トイレ天井伏図 1/100

天井点検口450角を示す



撤去を示す

符号 場所 名称	1 T	1・2階女子トイレ トイレ-ス	2 T	1・2階女子トイレ トイレ-ス	3 T	1・2階男子トイレ トイレ-ス	4 T	1・2階男子トイレ トイレ-ス	5 T	1・2階男子トイレ トイレ-ス	
姿 図											
見 込 ガラ	数 量	40	2ヶ処	40	2ヶ処	40	2ヶ処	40	2ヶ処	40	2ヶ処
仕 上	表面材:高圧メラミン樹脂化粧板,心材:パ-ハ-コ7										
付 属 金 物	7{7-{エイジ',7{笠木,SUS巾木,付属金物一式		手動式上吊戸,7{7-{エイジ',7{笠木,SUS巾木,パ'イブ'トナ,戸当りゴム 戸当り{-ル,打掛錠,床付戸当り,付属金物一式		手動式上吊戸,7{7-{エイジ',7{笠木,SUS巾木,パ'イブ'トナ,戸当りゴム 戸当り{-ル,打掛錠,床付戸当り,付属金物一式		7{7-{エイジ',7{笠木,SUS巾木,付属金物一式		7{7-{エイジ',7{笠木,SUS巾木,付属金物一式		
備 考											
符号 場所 名称	6 T	1・2階男子トイレ トイレ-ス(既存取外し・再取付)									
姿 図											
見 込 ガラ	数 量	40	2ヶ処								
仕 上	既存 表面材:高圧メラミン樹脂化粧板,心材:パ-ハ-コ7										
付 属 金 物	既存脚金物高さ調整・壁レールやり替え										
備 考											
符号 場所 名称	1 WD	1・2階男子・女子トイレ 引分け戸									
姿 図											
見 込 ガラ	数 量	40	4ヶ処								
仕 上	型4		{-り合板,小口木製								
付 属 金 物	引手、戸車、フックレール、上部閉止										
備 考											

電気設備工事 特記仕様書

1. 工事種目

種 目	工 事 概 要
電 灯 設 備	既存便所の改修電気工事一式

11. 共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)」(ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)」)及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(令和4年版)」による。なお、本工事が建築工事又は機械設備工事を含む場合は、それぞれの工事に係る標準仕様書による。また、国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修の「電気設備工事監理指針(令和元年版)」を参考とする。

11.1. 特記仕様1(一般共通事項)

- 本工事に必要な工用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。官公署その他への届出手続等は標仕により行う。なお、監理指針を参考とする。
- 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。また、品質計画及び工種別の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。品質計画及び施工図等については、監督員の承諾を受ける。品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき確認、試験又は検査を行う。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施す。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとる。使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料（製作図、試験成績書を含む）を監督員に提出する。（JISマーク等表示品を除く）上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、「疑義に対する協議等」による。
- 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿を提出する。
- 本工事のうち建築工事、電気工事及び管工事について下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること。
- 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。梁、スラブ等の構造体貫通の場合は、施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する。
- 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修する。
- 発生材の処理等は、「発生材の処理等」により行う。
 - PGBを含む機器は、調書を添えて引き渡しとする。
 - 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
- 耐震施工

「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)(建設大臣官庁官庁営繕部監修)」によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針(2005年版)(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による。

 - 本工事の建物分類は((特定の施設)・一般の施設)であり、地域係数は(1.0・0.9)とする。
 - 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあつては有効質量)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合の設計用水平震度は次による。

設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

(注) 上層階の定義は次のとおりとする。

2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階

重要機器（ ・ 配電盤 ・ 自家発電装置 ・ 交換機 ・ 直流電源装置 ・ UPS ・ 火災報知受信機 ・ 中央監視制御装置 ・ 構内情報通信網装置 ・ E I Aラック ）

(3) 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

(4) 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。

- 各種荷重計算

対象機材（ ・ 避雷針支持管 ・ テレビアンテナマスト ・ 風力発電装置 ・ 太陽電池アレイ ・ ）
- 強度計算

対象機材（ ・ ブロックマンホール及びハンドホール ・ 自家発電装置配管類支持材 ・ ケーブルラック支持材 ・ 垂直ケーブルの最終端支持材 ・ 照明用ポール ・ ）
- コンクリート工事

受変電盤基礎（ ・ 強度試験（ ・ 公共試験機関 ・ JIS工場 ） ・ 構造体強度補正値(S)による補正 ・ 調合表提出 ・ アルカリ骨材反応抑制対策確認 ・ 鉄筋材料の規格品証明書提出 ）

※強度試験の立会いについて、試験を第3者機関で行う場合は、現場代理人又は主任(監理)技術者が、JIS工場の場合は、立ち会い者を定め監督員の承認を受け、行うものとする。

1V. 特記仕様2(特記事項)

- 最上階の天井配管は、原則二重天井内のいんべい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。（最上階が二重天井の場合に限る。）
- 長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。
- フラッシュプレートの材質は新金属製とする。
- カバープレート及びプルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- 盤内、幹線プルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種別、先行等を表示する。なお、屋外において直接外気に触れる場所(盤内、プルボックス内を除く。)及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- 屋外の金属製防水形プルボックスは、（ステンレス製 ・ 鋼板製)とし、（メラミン焼付塗装 ・ 溶融亜鉛めっき製 ・ 塗装を行わない)とする。
- スリーブ材料及び施工は、標仕、標準図、監理指針 による。
- 分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
- 分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数(スペースを含む)に応じた配管を天井裏まで立上げる。
- E₀接地極の材料はEBとしD=10、L=1,500とする。本工事は接地極の埋設深さは300程度とし、位置には埋設標は設けなくてもよい
- PF管は波付一重管、タイプ-25とする。
- 屋外及びピット内の支持金物等はステンレス製又は鋼材にJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとする。
- あと施工アンカーボルトの選定については、次による。
 - 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、次の機器については、施工後確認試験を行う。（ ・ 受変電設備 ・ 自家発電装置 ・ 太陽光発電設備(蓄電池を含む) ・ 配電盤及びラック ）
 - 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
 - 屋外に使用するものはステンレス製又はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとする。
- 次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。（ ・ 一般居室、廊下等 ・ ）亜鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー1種(JIS-K-5633)による化学処理を行った後調合ペイント2回塗りとする。屋内、屋外及びピット内の支持金物等のうち、ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装を行わない。屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m²のものを使用し、塗装不要とする。
- 地中管路の埋設深さは車両道路は 0.6m以上、それ以外は 0.3m以上とし、高圧地中配線以外も埋設標識シートにより埋設標示を行う。
- 地中管路に耐候性のない管材を使用する場合は、地上立ち上がり部で耐候性のある管材に接続すること。
- 改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。
- 分電盤等において、外部から分岐回路の接地線を接続する端子又は銅帯は、分岐回路の配線用遮断器等の負荷側近くに設ける。なお、単線接地線の接続にはセルフアップねじ等電線じか接続可能な端子とすることが望ましい。
- 太さ14mm²以上の電線をターミナルラグにより機器に接続する場合は、増締確認の表示を行う。
- ケーブルを集合して束ねる場合は、許容電流について必要な補正を行い、配線の太さに影響を与えない範囲で束ねる。
- 機材の検査に伴う試験については、標仕により行う。
- 製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。
- 通信・情報設備の弱電流電線は絶縁抵抗測定を行う。
- 自家用電気工作物の保安規程に基づき、電気主任技術者による工事中の点検並びに工事完成時の検査を実施し、成績書を提出する。

V. 機材等

- 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
 - 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
 - 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
LED照明器具	一般屋内用に限る。
盤類	分電盤(実験盤を含む)、制御盤、キュービクル式配電盤、高圧スイッチギヤ(CW形、PW形)
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器 <p>高圧変圧器(特定機器)、高圧避雷器</p>
蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池 <p>据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池</p>
交流無停電電源装置	300kVA以下のもの
太陽光発電装置	出力10kW以上のパワーコンディショナ及び系統連系保護装置(系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含む。) ※太陽電池アレイ及び接続箱を除く
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	
錆鉄製ふた(マンホールふた)	

<p>穴喰中学校トイレ改修工事</p>	<p>電気設備工事 特記仕様書</p>	<p>SC=Non</p>
<p>株式会社 岡島建築事務所</p>	<p>1級建築士登録 第344068号 瀬 尾 卓 芳</p>	<p>2024, 09</p>
<p>E — 0 1</p>		

電気設備工事 凡例

記号	名称	規格・仕様・摘要
▽AN	熱線センサー付自動スイッチ	天井埋込形親機 広角検知形 明るさセンサ付 8A 100V 動作約10秒~30分可変形
▽S	熱線センサー付自動スイッチ	天井埋込形子機 広角検知形 DC12V
▽SF	熱線センサー付自動スイッチ	天井埋込形子機 換気扇連動 1A 100V 動作時間検知後約10秒~30分可変形
●SL2	埋込型切替スイッチ	切替-1P15A250V×2 [連続-自動一切] 枠付 新金属プレート共
○ET	埋込コンセント	2P15A125V×1 アースターミナル 取付枠 新金属プレート共
K-○K	カバープレート(壁・天井)	新金属プレート
電灯盤	電灯盤	-
□B	位置BOX、プルボックス	アウトレットボックス スイッチボックス コンクリートボックス プルボックス等

照明器具姿図

記号	名称	規格・仕様・摘要
B23	LEDライト 直付型 W80 LSS1-4-23 LN	※ 器具本体は天井下地に取付可
B48	LEDライト 直付型 W80 LSS1-4-48 LN	※ 器具本体は天井下地に取付可
D05	LED ダウンライト φ100 LRS1-05 LN	

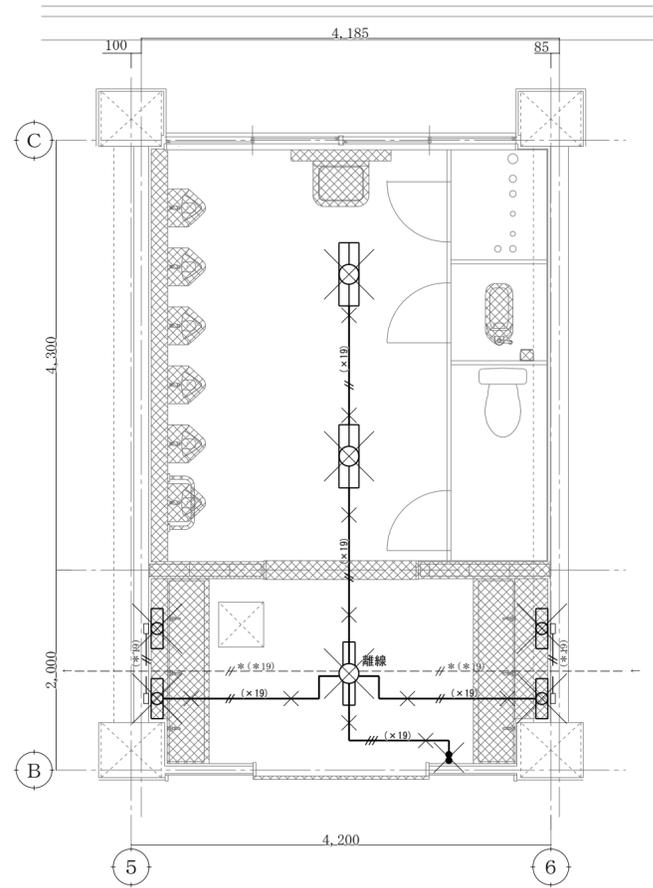
機器表

記号	機器名称 (系統名)	仕様	電源 φ-V	消費電力(W)		台数	設置場所	備考
				定格	-			
FV20	天井換気扇	型式 サニタリー用 低騒音形 ポディー、ファン、グリル (プラスチック製) 能力 400m ³ /h × 0 Pa ダクト径 150φ ※ 機器本体は天井下地に取付可	1-100	49.0	-	4	男子便所(1・2F) 女子便所(1・2F)	

図示する×印の配管配線は撤去とし下記に仕様を示す
照明回路

- //—— IV1.6mm×2 (19)
- ///—— IV1.6mm×3 (19)
- ////—— IV1.6mm×4 (19)

多芯の場合は上記組み合わせ等による。
電線管は上記の他、図示する電線管にて保護されている。
図中に示す電気設備の×印は撤去工事を示す。
図中に示す電気設備の*印は現況や既存品流用等を示す。



2階 男子便所	
FL 10W×1(壁付)	4
FL 20W×1(露出)	1
FL 20W×2(露出)	2

1階 男子便所	
FL 10W×1(壁付)	4
FL 20W×1(露出)	1
FL 20W×2(露出)	2

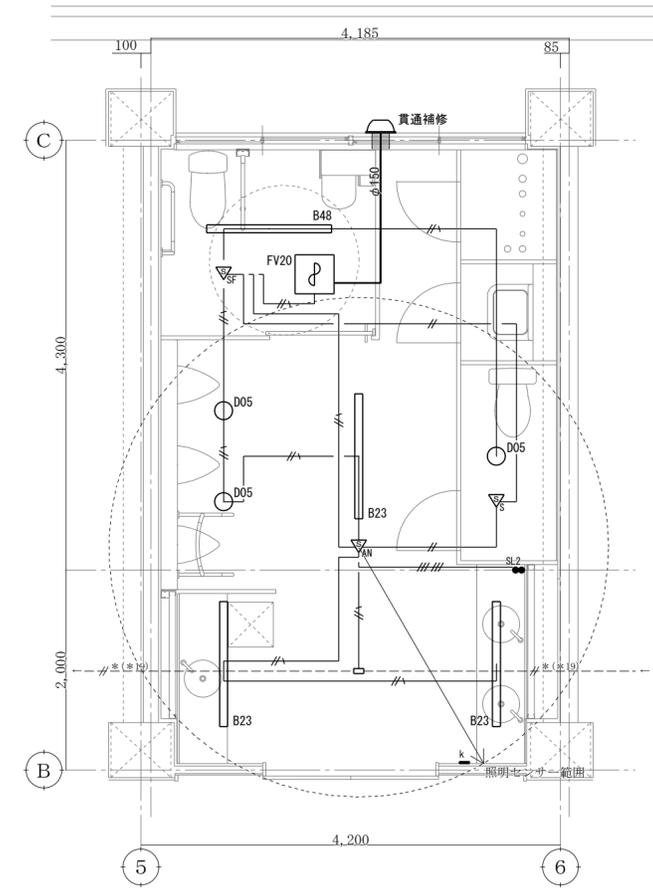
【撤去図】 撤去を示す

改修前 1・2階男子トイレ平面詳細図 1/50

特記なき配線は下記により施工する
照明回路

- //—— EM-EEF 1.6mm - 2c
- ///—— EM-EEF 1.6mm - 3c
- //\—— EM-EEF 1.6mm - 3c
- //\—— EM-EEF 1.6mm - 2c ×2

多芯の場合は上記組み合わせ等による。
壁内は合成樹脂可とう電線管 (PF) にて保護すること。
電線管は上記の他、図示にて示す電線管にて保護とする。
図中に示す電気設備の*印は現況や既存品流用等を示す。



2階 男子便所	
B23	3
B48	1
D05	3
FV20	1

1階 男子便所	
B23	3
B48	1
D05	3
FV20	1

※ダクト換気扇 FV20：スパイラルダクト(ステンレス製深型フード 防虫網付)とする
【改修図】

改修後 1・2階男子トイレ平面詳細図 1/50

改修前 → 改修後

図示する×印の配管配線は撤去とし下記に仕様を示す
照明回路

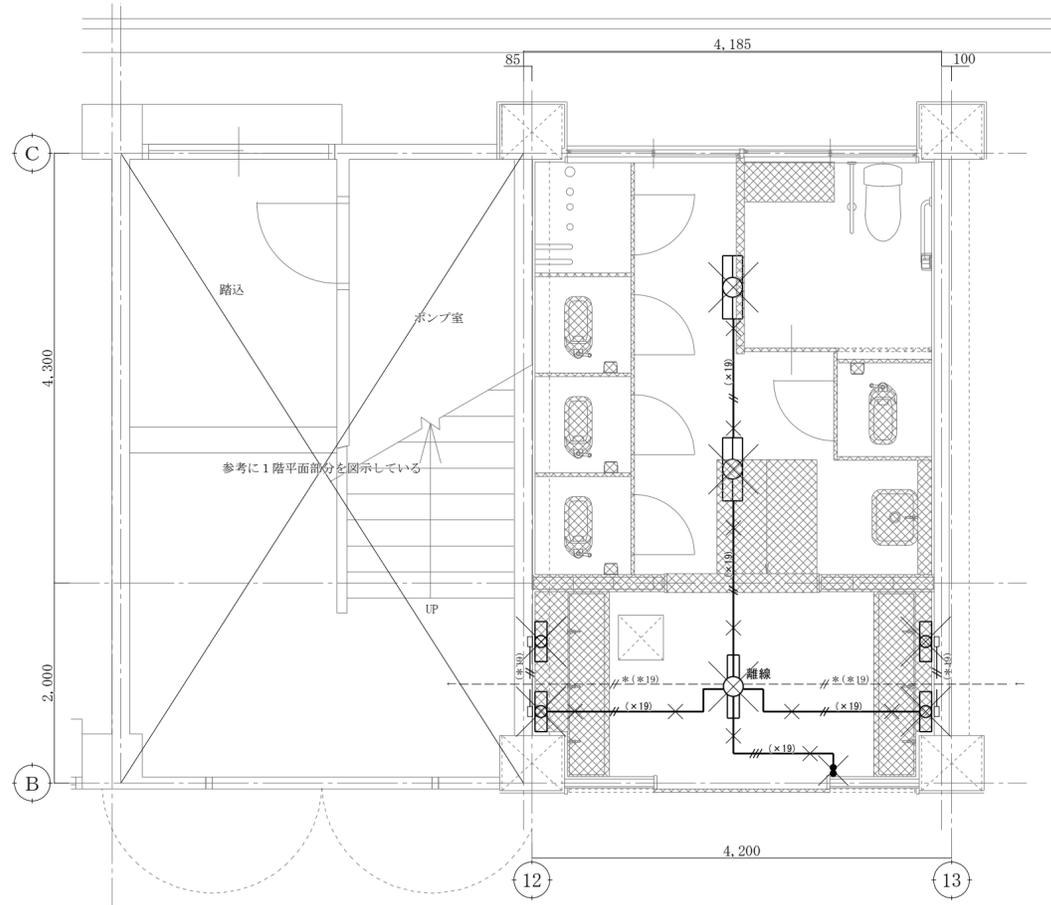
- //—— IV1.6mm×2 (19)
- ///—— IV1.6mm×3 (19)
- ///—— IV1.6mm×4 (19)

多芯の場合は上記組み合わせ等による。
電線管は上記の他、図示する電線管にて保護されている。
図中に示す電気設備の×印は撤去工事を示す。
図中に示す電気設備の*印は現況や既存品流用等を示す。

特記なき配線は下記により施工する
照明回路

- //—— EM-EEF 1.6mm - 2c
- ///—— EM-EEF 1.6mm - 3c
- //\—— EM-EEF 1.6mm - 3c
- ///\—— EM-EEF 1.6mm - 2c × 2

多芯の場合は上記組み合わせ等による。
壁内は合成樹脂可とう電線管 (PF) にて保護すること。
電線管は上記の他、図示にて示す電線管にて保護とする。
図中に示す電気設備の*印は現況や既存品流用等を示す。



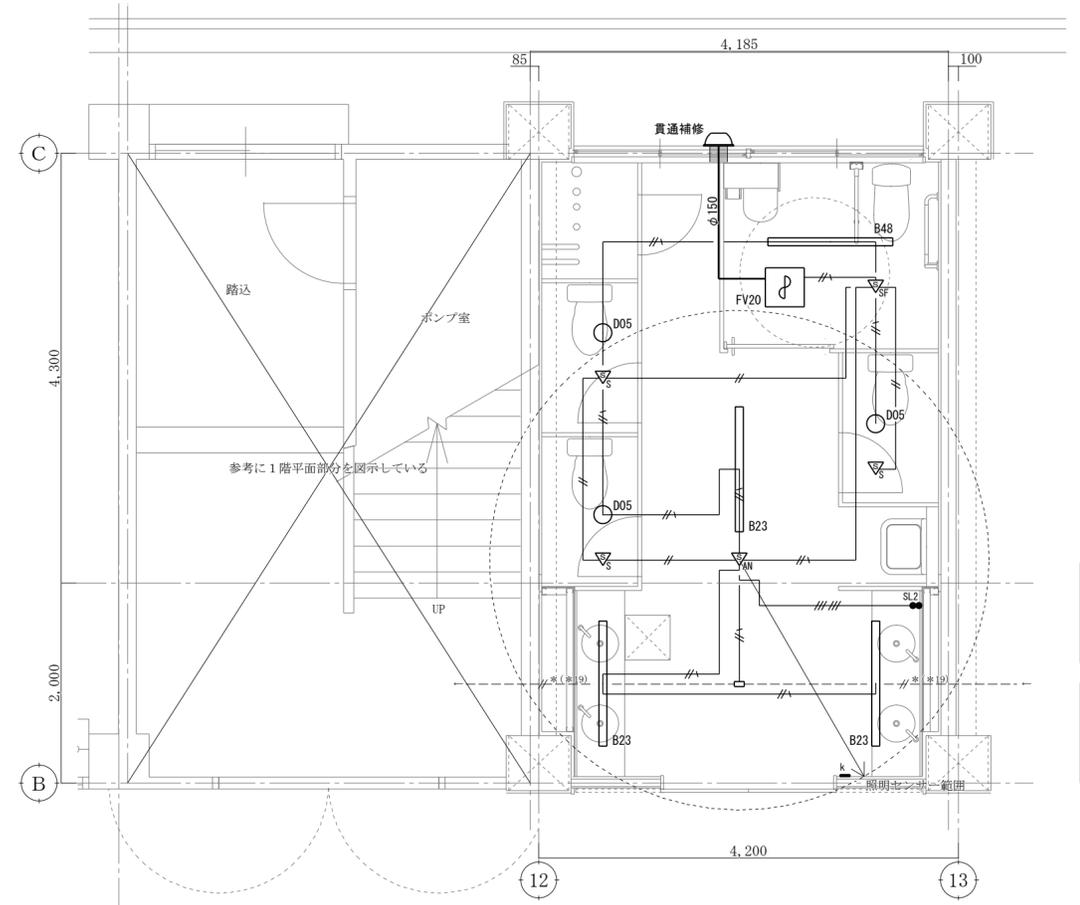
2階 女子便所	
FL 10W×1 (壁付)	4
FL 20W×1 (露出)	1
FL 20W×2 (露出)	2

1階 女子便所	
FL 10W×1 (壁付)	4
FL 20W×1 (露出)	1
FL 20W×2 (露出)	2

【撤去図】 撤去を示す

改修前 1・2階女子トイレ平面詳細図 1/50

改修前 → 改修後



2階 女子便所	
B23	3
B48	1
D05	3
FV20	1

1階 女子便所	
B23	3
B48	1
D05	3
FV20	1

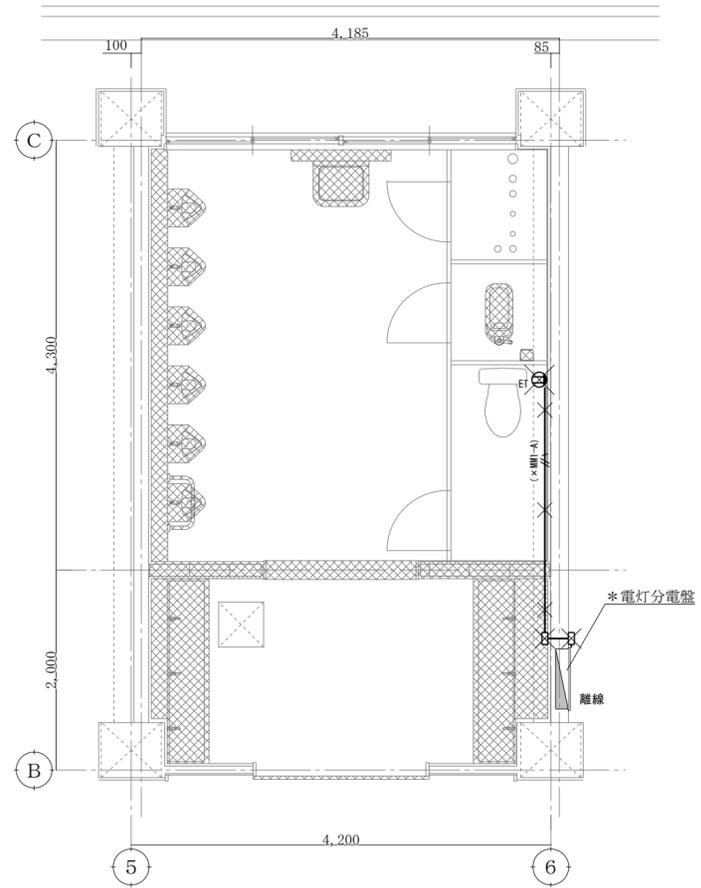
【改修図】

改修後 1・2階女子トイレ平面詳細図 1/50

図示する×印の配管配線は撤去とし下記に仕様を示す
コンセント回路

—//— VVF 2.0mm - 3c

多芯の場合は上記組み合わせ等による。
電線管は上記の他、図示する電線管にて保護されている。
図中に示す電気設備の×印は撤去工事を示す。
図中に示す電気設備の*印は現況や既存品流用等を示す。



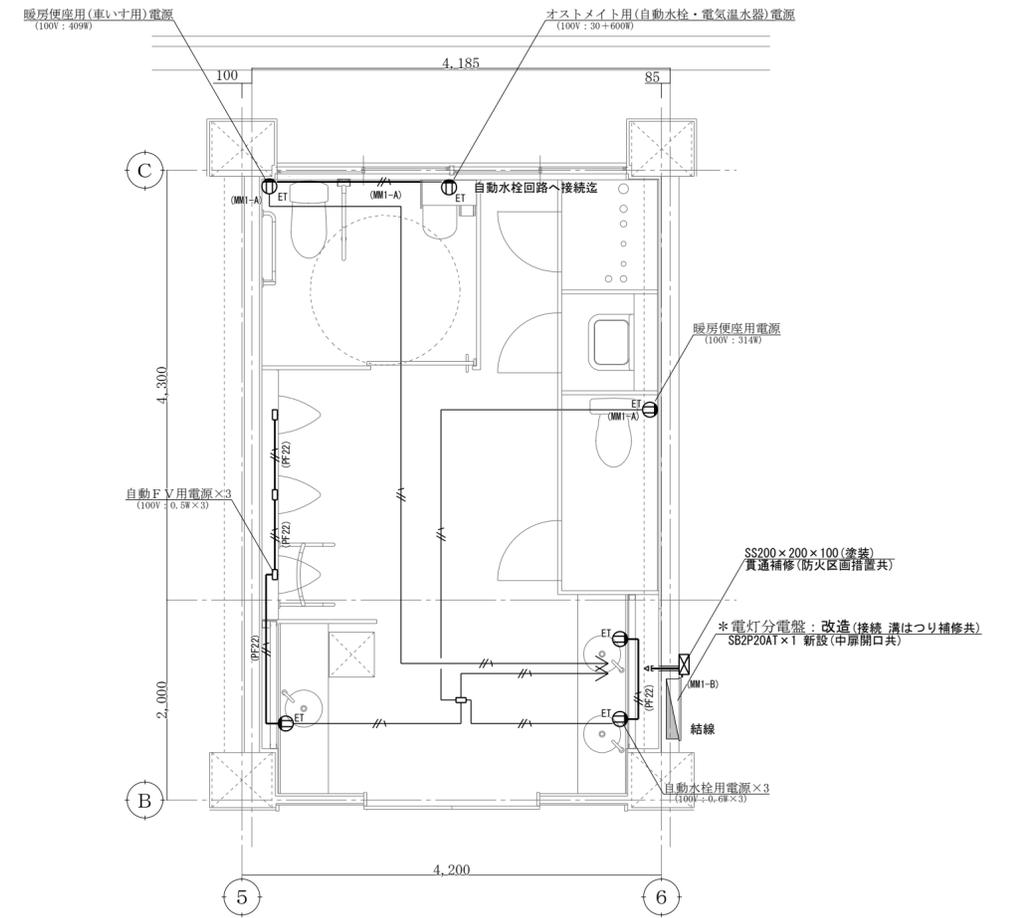
【撤去図】 撤去を示す
改修前 1階男子トイレ平面詳細図 1/50

改修前 → 改修後

特記なき配線は下記により施工する
コンセント回路

—//— EM-EEF 2.0mm - 3c

多芯の場合は上記組み合わせ等による。
壁内は合成樹脂可とう電線管 (PF) にて保護すること。
電線管は上記の他、図示にて示す電線管にて保護とする。

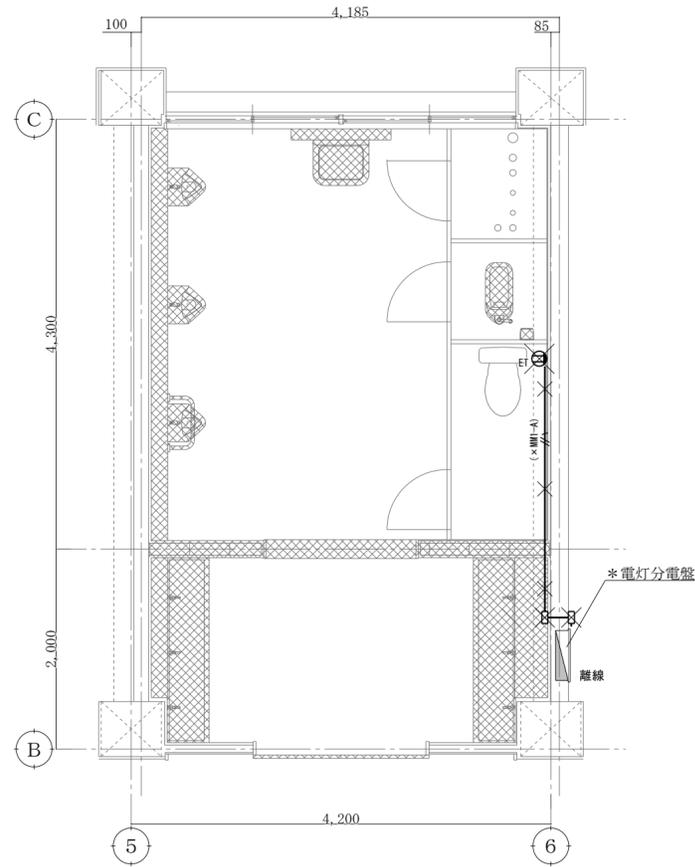


【改修図】
改修後 1階男子トイレ平面詳細図 1/50

図示する×印の配管配線は撤去とし下記に仕様を示す
コンセント回路

—//— VVF 2.0mm - 3c

多芯の場合は上記組み合わせ等による。
電線管は上記の他、図示する電線管にて保護されている。
図中に示す電気設備の×印は撤去工事を示す。
図中に示す電気設備の*印は現況や既存品流用等を示す。



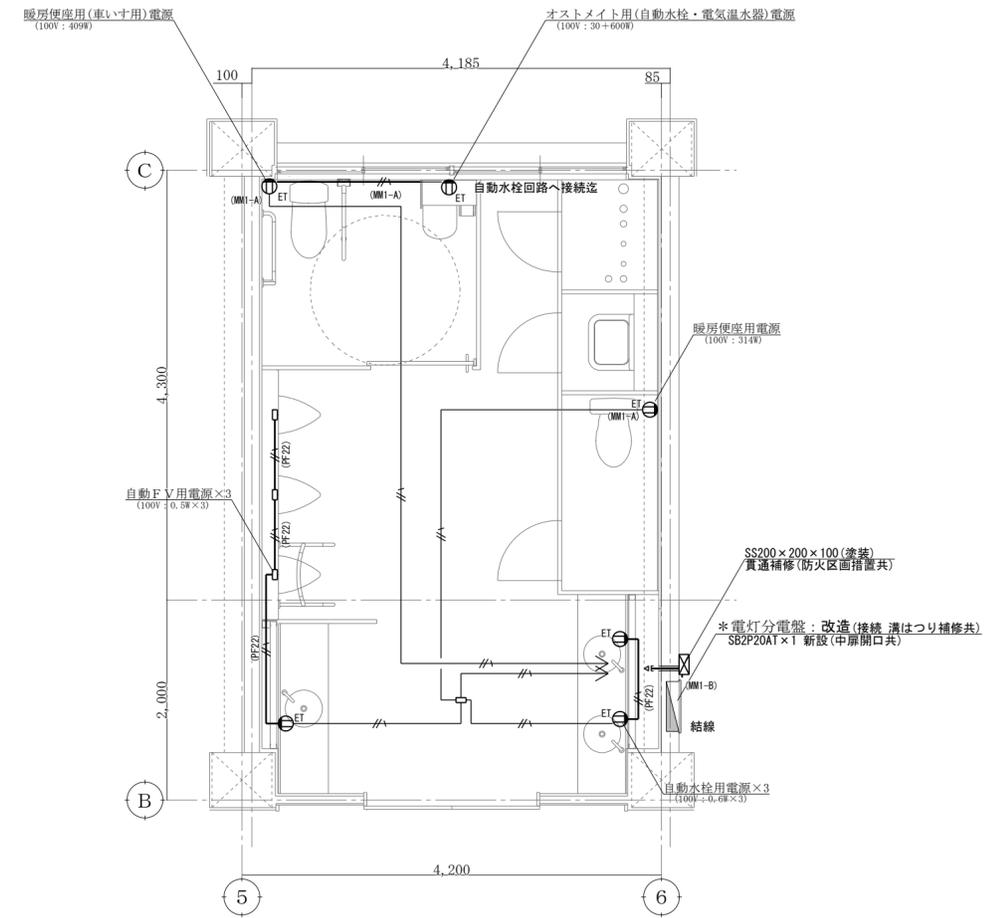
【撤去図】 撤去を示す
改修前 2階男子トイレ平面詳細図 1/50

改修前 → 改修後

特記なき配線は下記により施工する
コンセント回路

—//— EM-EEF 2.0mm - 3c

多芯の場合は上記組み合わせ等による。
壁内は合成樹脂可とう電線管 (PF) にて保護すること。
電線管は上記の他、図示にて示す電線管にて保護とする。

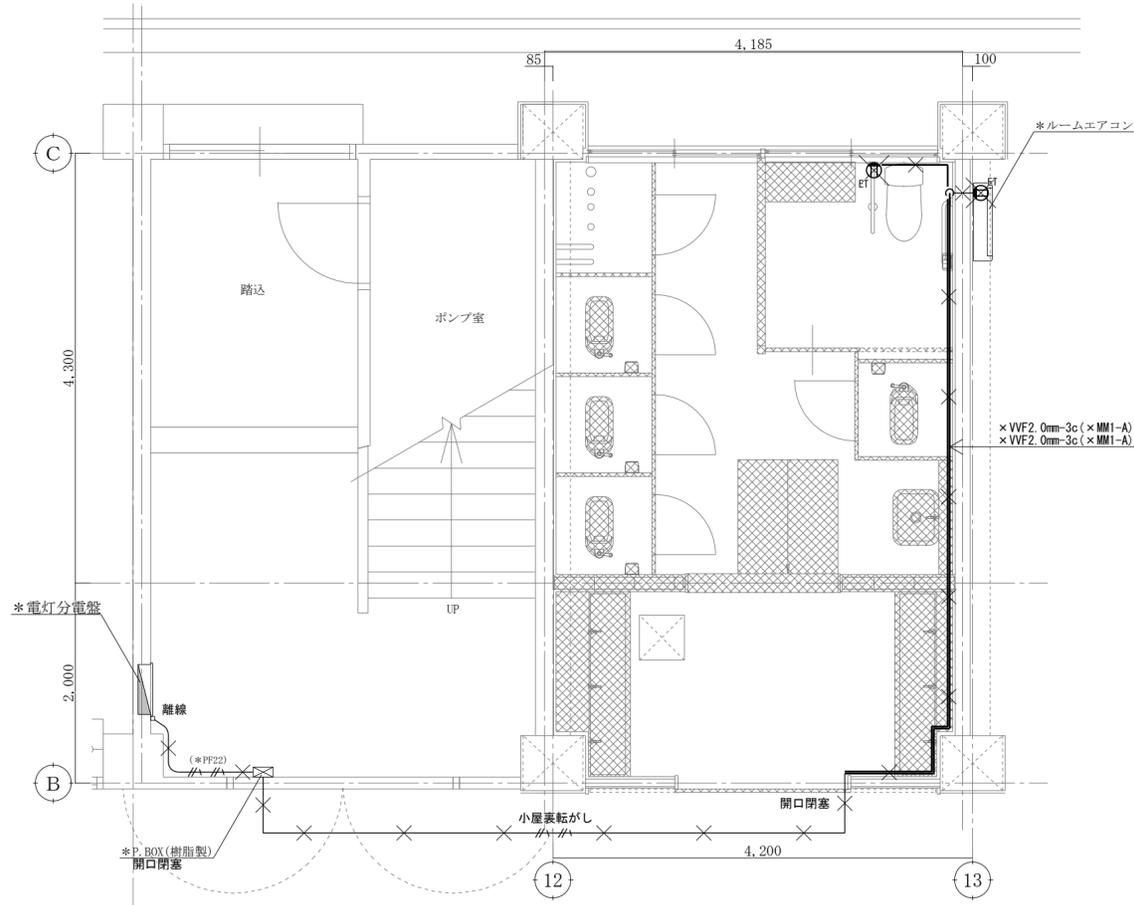


【改修図】
改修後 2階男子トイレ平面詳細図 1/50

図示する×印の配管配線は撤去とし下記に仕様を示す
コンセント回路

—//— VVF 2.0mm - 3c

多芯の場合は上記組み合わせ等による。
電線管は上記の他、図示する電線管にて保護されている。
図中に示す電気設備の×印は撤去工事を示す。
図中に示す電気設備の*印は現況や既存品流用等を示す。



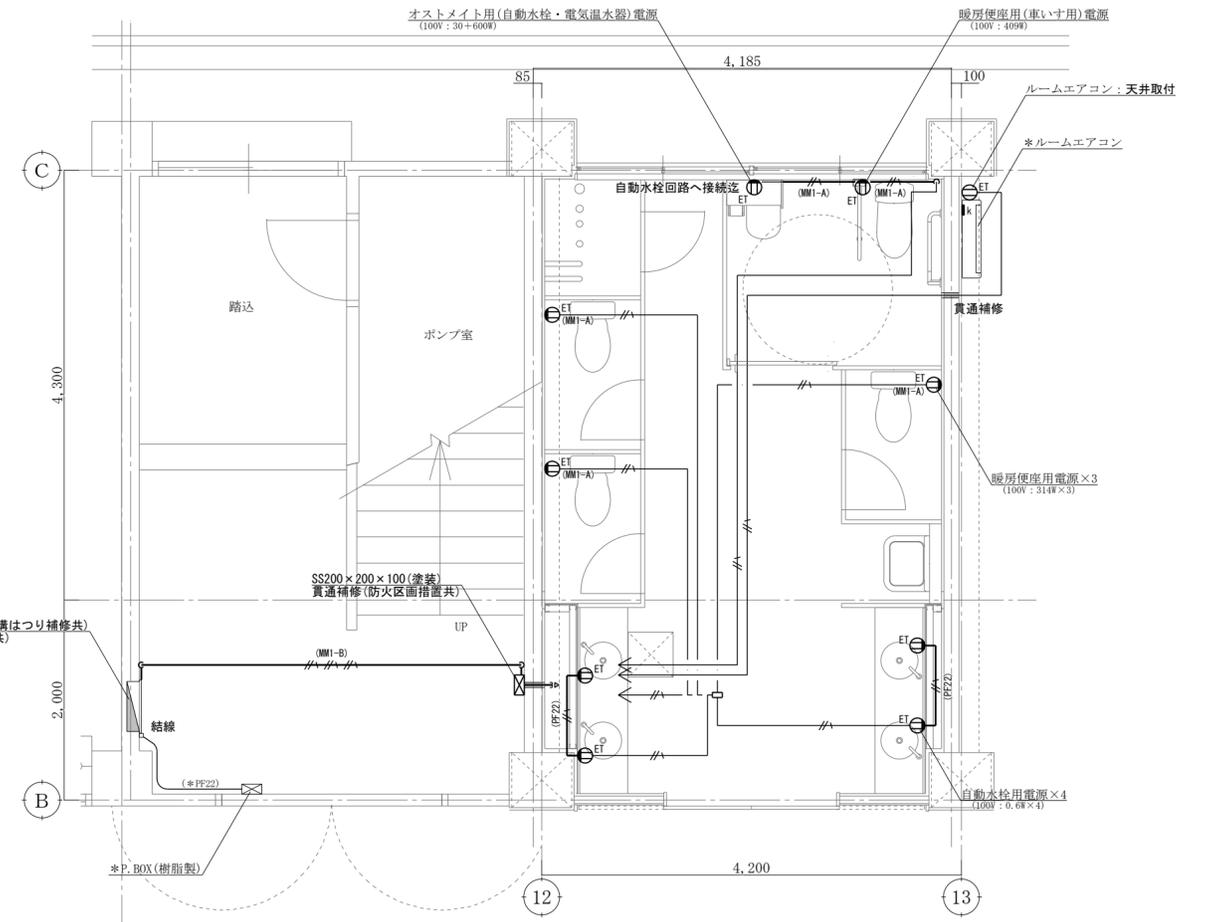
【撤去図】 撤去を示す
改修前 1階女子トイレ平面詳細図 1/50

改修前 → 改修後

特記なき配線は下記により施工する
コンセント回路

—//— EM-EEF 2.0mm - 3c

多芯の場合は上記組み合わせ等による。
壁内は合成樹脂可とう電線管 (PF) にて保護すること。
電線管は上記の他、図示にて示す電線管にて保護とする。

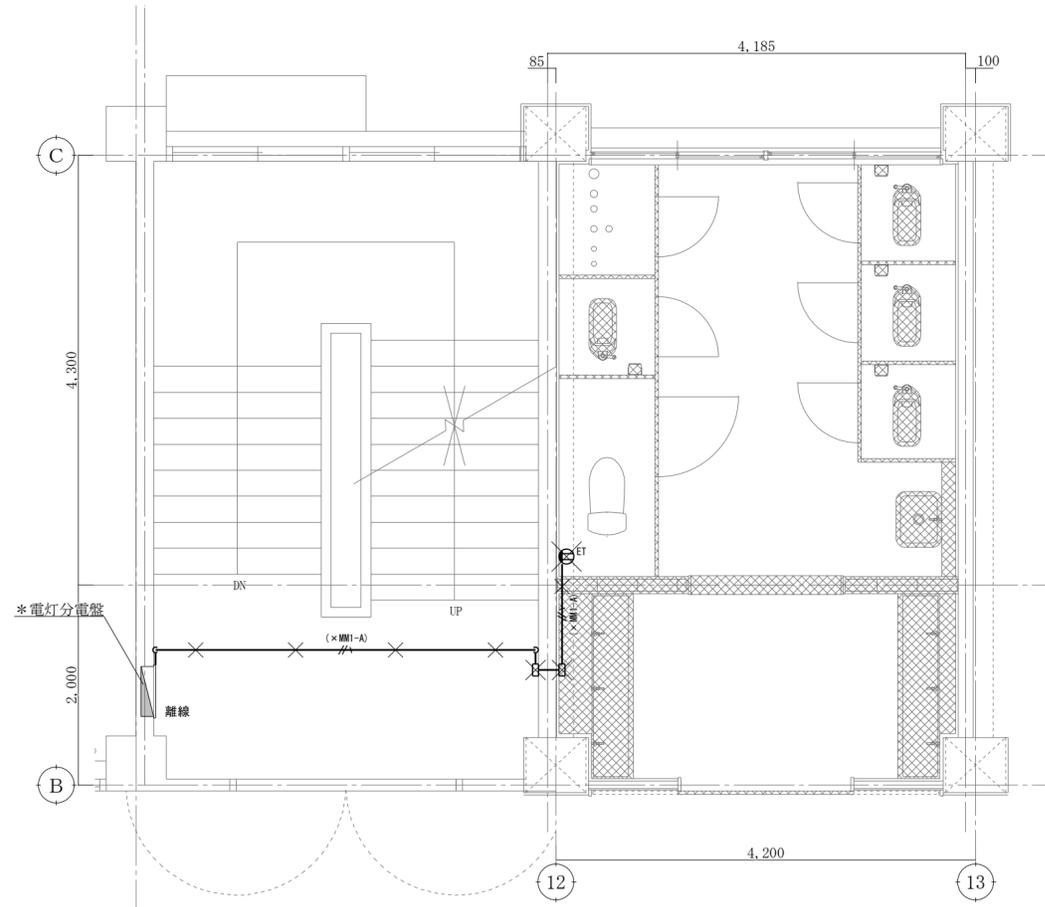


【改修図】
改修後 1階女子トイレ平面詳細図 1/50

図示する×印の配管配線は撤去とし下記に仕様を示す
コンセント回路

——//—— VVF 2.0mm - 3c

多芯の場合は上記組み合わせ等による。
電線管は上記の他、図示する電線管にて保護されている。
図中に示す電気設備の×印は撤去工事を示す。
図中に示す電気設備の*印は現況や既存品流用等を示す。

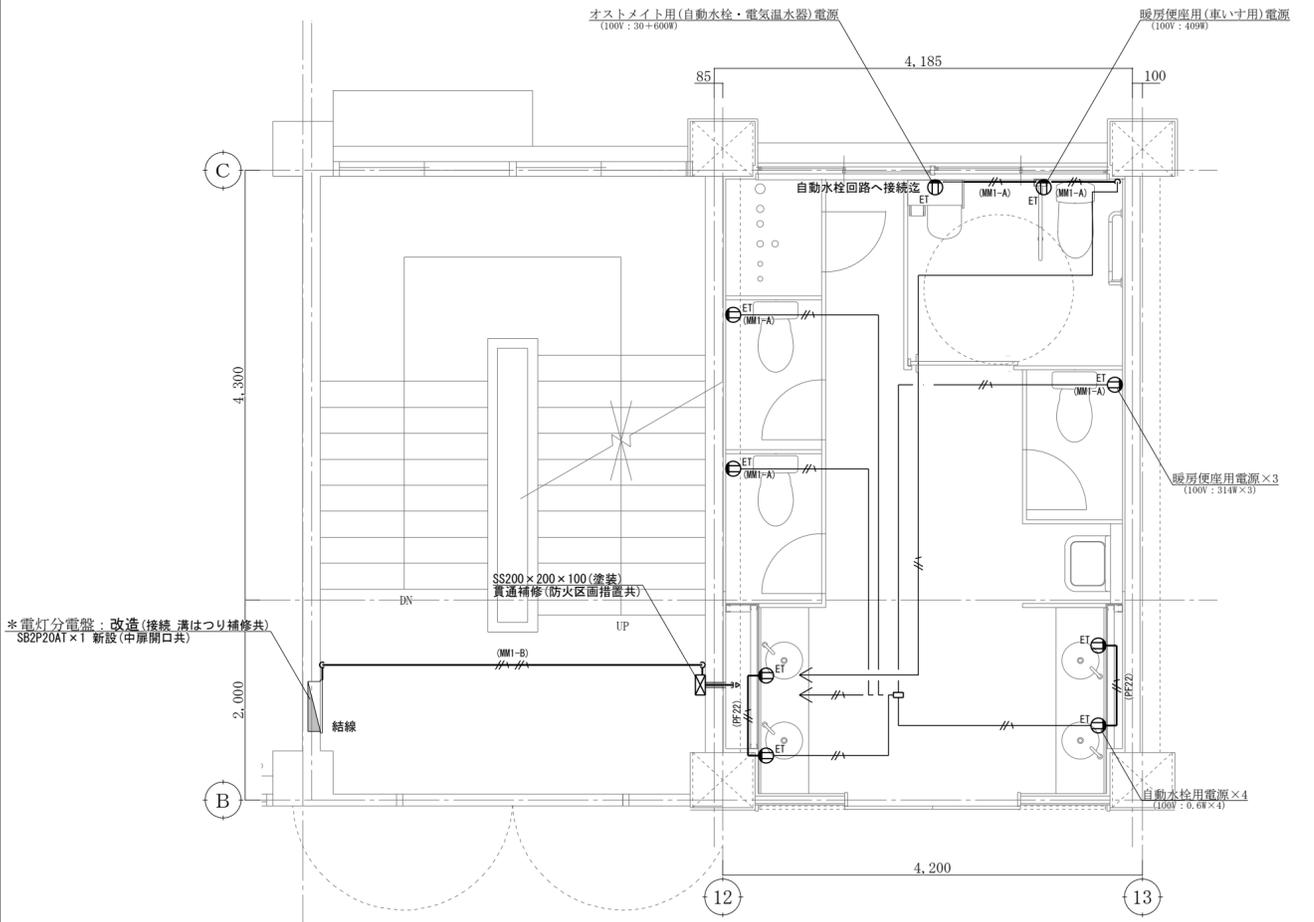


【撤去図】 撤去を示す
改修前 2階女子トイレ平面詳細図 1/50

特記なき配線は下記により施工する
コンセント回路

——//—— EM-EEF 2.0mm - 3c

多芯の場合は上記組み合わせ等による。
壁内は合成樹脂可とう電線管 (PF) にて保護すること。
電線管は上記の他、図示にて示す電線管にて保護とする。



【改修図】
改修後 2階女子トイレ平面詳細図 1/50

改修前 → 改修後

機械設備工事仕様書

①. 工事種目

建物別及び屋外	工 事 種 別					
工 事 種 目	教室棟					
空 気 調 和 設 備	改修一式					
換 気 設 備						
排 煙 設 備						
自 動 制 御 設 備						
衛 生 器 具 設 備	改修一式					
給 水 設 備	改修一式					
排 水 設 備	改修一式					
給 湯 設 備						
消 火 設 備						
ガ ス 設 備						
浄 化 槽 設 備						
撤 去 工 事	改修一式					

②. 共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)」(ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)」)及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(令和4年版)」による。なお、本工事が建築工事又は電気設備工事を含む場合は、それぞれの工事に係る標準仕様書による。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「機械設備工事監理指針(令和4年版)」を参考とする。

③. 特記仕様1(一般共通事項)

- 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。官公署その他への届出手続等は(標仕 <1>1.1.3)により行う。なお、(監理指針 <1>1.1.3)を参考とする。
- 工事写真はしゅん工、着工前、機材、施工状況の順に写真帳に整理し、提出する。しゅん工については、工事目的物の状態が、また、機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。国土交通大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」を参考とする。
- 完成図等
 - 工事のしゅん工に際し、次の図書、資料を作成し、監督員と協議の上、提出する。
 - 竣工図の製本×3部(2つ折、原図版)　・竣工図の電子データ(CD-R)×2部　・保全に関する資料×1部
 - 工事写真：写真帳(着手前、竣工)×1部、電子データ×2部
- 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。また、品質計画及び工種別の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。品質計画及び施工図等については、監督員の承諾を受ける。(標仕 <1>1.2.2、<1>1.2.3)
- 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき確認、試験又は検査を行う。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施す。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとる。(標仕 <1>1.3.4、監理指針 <1>1.3.4)
- 設計図書に疑義が生じた時、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、「疑義に対する協議等」(標仕 <1>1.1.8)による。
- 技能士の適用
 - 技能士の適用については、次の技能検定作業（以下「作業」という。）のうち、各工事に適用する作業を指定するものとする。

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
配管	配管	・ 建築配管作業
機械設備	冷凍空気調和機器施工	・ 冷凍空気調和機器施工作業

- 本工事のうち建築工事、電気工事及び管工事について下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること。
- 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。(改修標仕 <2>4.1.3)
- 梁、スラブ等の構造体貫通の場合は、施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する。
- 本工事の施工に伴い既存部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならない補修する。

11. 他工事との取り合いは下表による。

工 事 項 目	建築	電気	衛生	空調	別途	備 考
はり貫通部のスリーブ		○	○			
同上補強	○					
盤・便器等の箱入れ		○	○			
同上補強	○					
天井埋込個所の天井材の切込み	○			○		
同上補強	○					

- 発生材の処理等は、「発生材の処理等」(標仕 <1>1.3.9)により行う。
 - 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。
 - PCBを含む機器は、調書を添えて引き渡しとする。
 - 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する場合は、家電リサイクル法により処理すること。
 - 受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、又は自ら運搬する場合においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。

- 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。

- 耐震施工
 - 「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)(建設大臣官房官庁営繕部監修)」によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針(2014年版)(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による。
 - (1) 本工事の建物分類は(・ 特定の施設 ⊙ 一般の施設)であり、地域係数は(⊙ 1.0 ・ 0.9)とする。
 - (2) 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合の設計用水平震度は次による。

設計用標準水平震度		特定の施設		一般の施設	
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

(注) 上層階の定義は次のとおりとする。
2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階

- 重要機器（ ・ 防災機器 ・ 火気を使用する機器 ・ タンク類 ・ ）
- 設計用鉛直地震力は、設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
- 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。

- 揮発性有機化合物を使用した材料の使用制限

- 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- 保温材は、ホルムアルデヒド及びブチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

④. 特記仕様2(特記事項)

- 配管の吊り及び支持は、「標仕」及び「標準図」に従い行う。(標仕 <2>2.6.1、<2>2.6.3)
- 床下土中埋設配管についても吊り又は支持を行い、管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻す。
- 管(排水管を除く)を屋外土中埋設する場合は管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻し、地中埋設表示(表示テープ及び埋設標)を行う。(標仕 <2>2.7.1、監理指針 <2>2.7.1)
- 排水管を屋外土中埋設する場合は、「標仕」の当該事項に従い根切り底には再生クラッシャーランを遣り方になり敷き込み、突き固めた後、管をなじみ良く布設する。埋め戻しは、山砂の類で管の周囲を埋め戻し十分完了した後、掘削土の良質土で所定の埋め戻しを行う。(標仕 <2>2.7.1、監理指針 <2>2.7.1)
- スリーブ材料については、(標仕 <2>2.2.27、監理指針 <2>2.2.27)による。貫通部の処理については、(標仕 <2>2.8.1、標準図 施工1、監理指針 <2>2.8.1)による。なお、紙製仮枠を用いる場合は、変形防止の措置を講じる。
- 液化石油ガス設備は、液化石油ガス設備士により気密試験を行い試験成績書を提出する。
- 弁類で、公営水道に直結する配管に使用するものは JIS-10Kとし、高置水槽以降の配管に使用するものはJIS-5Kとする。ただし、特記部分は JIS-10Kとする。
- 保温工事種別について、原則グラスウール保温材とする。給水管の床下、暗渠内及び屋外露出部分および消火管の屋外露出部分は、ポリスチレンフォーム保温材とする。厨房排気ダクトについては、ロックウール保温材とする。冷暖房する室(天井を含む)に設置する全熱交換機の外気取入用ダクト及び排気用ダクトは保温(25mm厚)を行う。耐火二層管は保温を行わない。
- 給水用配管で、ポンプ廻りの防振継手、フレキシブルジョイント及び弁は保温を行わない。
- ポンプ及び屋外設置機器のアンカーボルト、ナットはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とし、屋外及びビット内の配管、ダクトに使用する支持金物等についても同様とする。
- ダクトは図面特記部分以外は、低圧ダクトとする。長辺の長さ1,500mm以下の長方形低圧ダクトの工法（ ・ コーナーボルト工法 （ ・ 共板フランジ工法 ・ スライドオンフランジ工法 ） ・ アングルフランジ工法 ）上記以外の長方形ダクト及び厨房排気ダクトは、アングルフランジ工法とする。~~≠2—冷媒管に使用する断熱材被覆銅管の断熱厚さは—液管は40mm以上—ガス管を20mm以上とする—~~

- 次に指定する部分の露出する配管、ダクト、支持金物、架台等のうち垂鉛めっき面及び合成樹脂面の塗装は行わない。(・ ダクトスペース、パイプシャフト内 ・)屋内、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装を行わない。硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は、監督員との協議により塗装を省略することが出来る。次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。(・ 一般居室、廊下等 ・)垂鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー1種(JIS-K-5633)による化学処理を行った後調合ペイント2回塗りとする。屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m²のものを使用し、塗装不要とする。
- 水圧試験、満水試験、気密試験等は、配管途中若しくは隠べい、埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う。(標仕 <2>2.9.1)
- 機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。(標仕 <1>1.7.4)
- ユニット形浄化槽の製作に際しては「製品検査要領」を提出した後、製品検査を実施する。現地据付に際しては「据付検査要領」を提出する。
- ユニット型浄化槽は国土交通大臣の型式認定品とし、製造者標準仕様品とする。「本体構造等」(標仕 <8>3.1.1)で準用する現場施工型浄化槽の機材の仕様については参考とする。
- 試運転調整にあたっては、(監理指針 参考資料 資料2 試運転調整法 2.1、2.2)を参考とする。低圧屋内配線、弱電流電線については絶縁抵抗測定を行う。

⑤. 使用材料(管材)

用 途	名 称	番 号	備 考
冷水・温水・冷温水	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
〃	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA(管端防食継手)
〃	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	SUS304
〃	一般配管用ステンレス鋼管	JIS G 3448	SUS304
冷却水	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA(管端防食継手)
膨張・空気抜・補給水	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
〃	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA(管端防食継手)
蒸気(往)	配管用炭素鋼鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP
蒸気(還)	圧力配管用炭素鋼鋼管(黒 Sch 40)	JIS G 3454	STPG370
油・油用通気	配管用炭素鋼鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP
○冷媒	断熱材被覆鋼管	原管 JIS H 3300	
ドレン	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741又は6742	VP(30φ以下はJIS K 6742をしてもよい)
〃	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042	DVLP
〃	耐火二層管(内管VP)		

○給水	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	HIVP
〃	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA(管端防食継手)
〃(地中埋設部)	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VD(管端防食継手)
〃	水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762	①W又は②W
〃	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144	EF継手
○排水・通気	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
〃	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042	DVLP
○	耐火二層管(内管VP)		

○排 水(衛生器具接続部)	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
〃(屋外)			
〃	下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管	AS 62	RS-VU
給 湯	鋼管(Mタイプ)	JIS H 3300	
〃	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA(管端防食継手)
〃(地中埋設部)	保温付被覆鋼管	原管 JIS H 3300	
〃(コンクリート埋設部)	被覆鋼管	JIS H 3300	
消 火	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
〃(地中埋設部)	消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管	WSP 041	SGP-VS
ガ ス	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
〃(地中埋設部)	硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(黒)ガス用ポリエチレン管	JIS K 6774	
油	配管用炭素鋼鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP

⑥. 機材等

- 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
 - 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
 - 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
ボイラー	鋼製簡易ボイラー、 鑄鉄製ボイラー、 鋼製小型ボイラー、 鋼製ボイラー
温水発生機	真空式温水発生機(鋼製・鑄鉄製)、 無圧式温水発生機(鋼製・鑄鉄製)
冷凍機	チリングユニット(空気熱源ヒートポンプユニット含む。)、 直だし吸収式冷温水機 小形吸収冷温水ユニット、 遠心冷凍機

冷却塔	
空気調和機	ユニット形空調和機、 ファンコイルユニット(カセット形共)、 コンパクト形空調和機 パッケージ形空調和機、 ガスエンジンヒートポンプ式空調和機
空気清浄装置	エアフィルター(パネル形、 折込み形、 袋形)、 自動巻取形エアフィルター、 電気集塵器
全熱交換器	全熱交換器(回転形・静止形)、 全熱交換ユニット
送風機類	遠心送風機(多翼形送風機)、 斜流送風機、 軸流送風機、 消音ボックス付送風機
ポンプ類	横形遠心ポンプ、 立形遠心ポンプ、 水中モーターポンプ(汚水用、 雑排水用、 汚物用)
ダクト付属品	吹出口・吸込口、 風量ユニット(定風量・変風量)
自動制御システム	
タンク	FRP製パネルタンク、 ステンレス鋼板製パネルタンク(溶接組立形、 ボルト組立形) 密閉形隔膜式膨脹タンク(空調用) 密閉形隔膜式膨脹タンク(給湯用)

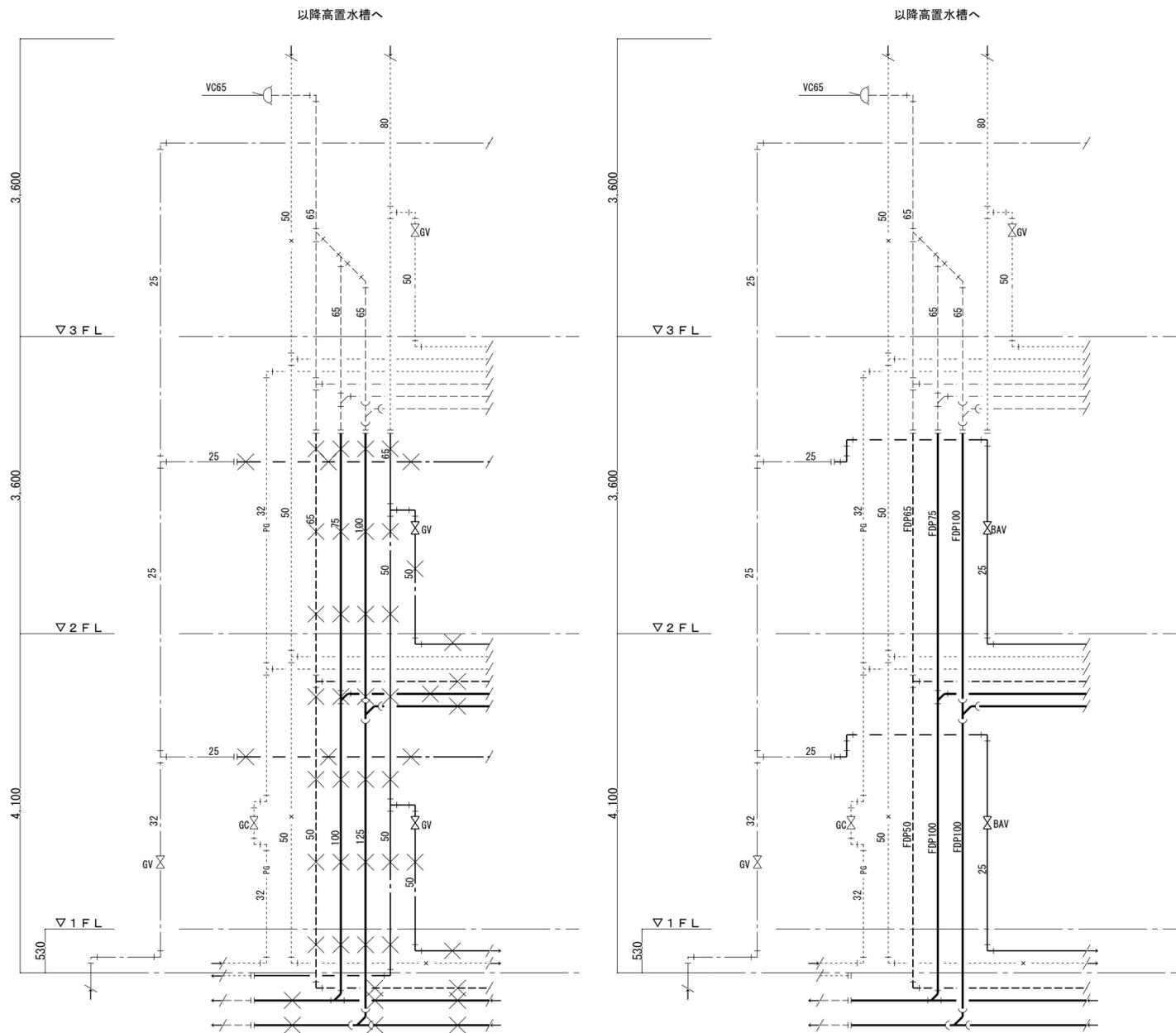
中央監視制御装置	
消火装置	スプリンクラー消火システム、 不活性ガス消火システム、 泡消火システム
鑄鉄製ふた	マンホールふた、 弁柵ふた

凡 例					
記 号	名 称	記 号	名 称	記 号	名 称
— c —	冷水管 (往)	— - —	給水管 (上水)	□	水栓 (水)
— OR —	冷水管 (返)	— -- —	給水管 (井水及び中水)	⊗	洗浄弁
— H —	温水管 (往)	— · —	揚水管 (上水)	■	水栓 (湯)
— HR —	温水管 (返)	— ·· —	揚水管 (井水及び中水)	■	水栓 (湯水混合)
— OH —	冷温水管 (往)	— > —	汚水管	⊕	シャワー (湯水混合)
— OHR —	冷温水管 (返)	— — —	雑排水管	⊕	散水栓
— OD —	冷却水管 (往)	— KD —	厨房排水	⊗	流し排水トラップ
— ODR —	冷却水管 (返)	— PD —	ポンプ圧送管	⊗	床排水トラップ
— S —	蒸気管 (往)	— - - - -	通気管	⊖	床上掃除口
— SR —	蒸気管 (返)	— —	給湯管 (往)	⊙	間接排水
— R —	冷媒管	— —	給湯管 (返)	⊙	満水試験継手
— D —	ドレン管	— E —	膨張管	∩	通気金物
— - - - D - - - -	ドレン管 (土間、ピット)	— x —	消火管	∩	量水器
		— XS —	連結送水管	⊗	定水位弁
— — — — —	ダクト	— SP —	スプリンクラー管	— ⊕ —	ボールタップ
— SA —	給気ダクト	— G —	ガス管 (低圧)	∩	グリーストラップ
— RA —	還気ダクト	— PG —	液化石油ガス管	⊗ ⊗	ため樹
— OA —	外気ダクト	— o —	油管 (往)	⊗ ⊙	インパート樹
— EA —	排気ダクト	— OR —	油管 (還)	∩ ⊕	トラップ樹
— SM —	排煙ダクト	— OV —	油通気管	∩ ⊗	公共樹
⊗ ⊙	給気、外気ダクト断面	— ⊗ —	埋設弁	∩	屋内消火栓
⊗ ⊙	還気、排気ダクト断面	— ⊗ —	仕切弁	∩	屋内消火栓 (放水口付き)
⊗ ⊙	排煙ダクト断面	— ⊗ —	玉形弁	∩	屋外消火栓
⊗ ⊙	吹出口 (天井)	— ⊗ —	バタフライ弁	∩	放水口 (格納箱付き)
⊗ ⊙	吹出口 (壁付)	— ⊗ —	ボール弁	∩	送水口
⊗ ⊙	吸込口 (天井)	— ⊗ —	逆止弁	∩	放水口
⊗ ⊙	吸込口 (壁付)	— ⊗ —	安全弁	∩	テスト弁
⊗ ⊙	風量調節ダンパー	— ⊗ —	減圧弁装置	∩	アラーム弁
⊗ ⊙	モーターダンパー	— ⊗ —	温度調整装置	∩	
⊗ ⊙	チャッキダンパー	— ⊗ —	電動弁装置	∩	ガス栓
⊗ ⊙	ピストンダンパー	— ⊗ —	電磁弁装置	∩	ガスメーター
⊗ ⊙	防火ダンパー (72°C)	— ⊗ —	フレキシブル継手	∩	
⊗ ⊙	風量調節防火ダンパー	— ⊗ —	防振継手	∩	
⊗ ⊙	排煙ダンパー	— ⊗ —	防振継手	∩	
⊗ ⊙	キャンバス継手	— ⊗ —	ストレーナー	∩	
⊗ ⊙	消音内貼部	— ⊗ —	自動エア抜き弁	∩	
⊗ ⊙	ベントキャップ	— ⊗ —	圧力計	∩	
⊗ ⊙	定風量装置 (CAV)	— ⊗ —	温度計	∩	
⊗ ⊙	可変風量装置 (VAV)	— ⊗ —		∩	
⊗ ⊙	排煙口 (天井)				
⊗ ⊙	排煙口 (壁付)				
⊗ ⊙	排煙用自動開放装置				

給排水設備	令第112条第15項 令第129条の2の4																																																																											
令第112条第15項に規定する準耐火構造の防火区画との隙間を埋める材料の種別 (令第129条の2の4第1項第七号イによる場合) (a) 貫通部において保温が必要な配管 (b) 貫通部において保温が不要な配管 																																																																												
注(イ) 不燃材料以外の配管が防火区画を貫通する場合は、建築基準法令に適合する工法とする。 (ロ) 貫通部周囲の充填材は、必要に応じて脱着防止措置を施す。 (ハ) 不燃材料以外のスリーブ材(紙製仮枠等)を使用した場合は、配管前に必ず取り除く。 (令第129条の2の4第1項第七号ハによる場合) ・国土交通大臣認定工法とする。 壁：PS060WL 床：PS060FL																																																																												
給排水設備 令第129条の2の4 配管設備の構造、覆いの有無 (令第129条の2の4第1項第七号イによる場合) 																																																																												
(令第129条の2の4第1項第七号ロによる場合) ・以下の表に従うものとする。 硬質塩化ビニル管等の防火区画等の貫通 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">給水管等の用途</th> <th rowspan="2">覆いの有無</th> <th rowspan="2">材 質</th> <th rowspan="2">肉 厚</th> <th colspan="4">認定工法の認定番号</th> </tr> <tr> <th>防火構造</th> <th>30分耐火構造</th> <th>1時間耐火構造</th> <th>2時間耐火構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">給水管</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">難燃材料又は硬質塩化ビニル</td> <td>5.5mm 以上</td> <td>90mm</td> <td>90mm</td> <td>90mm</td> <td>90mm</td> </tr> <tr> <td>6.6mm 以上</td> <td>115mm</td> <td>115mm</td> <td>115mm</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配電管</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">難燃材料又は硬質塩化ビニル</td> <td>5.5mm 以上</td> <td>90mm</td> <td>90mm</td> <td>90mm</td> <td>90mm</td> </tr> <tr> <td>4.1mm 以上</td> <td>61mm</td> <td>61mm</td> <td>61mm</td> <td>61mm</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">排水管及び排水管に附属する通気管</td> <td rowspan="4">覆いのない場合</td> <td rowspan="4">難燃材料又は硬質塩化ビニル</td> <td>5.5mm 以上</td> <td>90mm</td> <td>90mm</td> <td>90mm</td> <td>61mm</td> </tr> <tr> <td>6.6mm 以上</td> <td>115mm</td> <td>115mm</td> <td>90mm</td> <td>61mm</td> </tr> <tr> <td>5.5mm 以上</td> <td>90mm</td> <td>90mm</td> <td>90mm</td> <td>90mm</td> </tr> <tr> <td>6.6mm 以上</td> <td>115mm</td> <td>115mm</td> <td>115mm</td> <td>90mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="2">厚さ0.5mm以上の鉄板で覆われている場合</td> <td rowspan="2">難燃材料又は硬質塩化ビニル</td> <td>6.6mm 以上</td> <td>115mm</td> <td>115mm</td> <td>115mm</td> <td>90mm</td> </tr> <tr> <td>7.0mm 以上</td> <td>141mm</td> <td>141mm</td> <td>115mm</td> <td>90mm</td> </tr> </tbody> </table>				給水管等の用途	覆いの有無	材 質	肉 厚	認定工法の認定番号				防火構造	30分耐火構造	1時間耐火構造	2時間耐火構造	給水管		難燃材料又は硬質塩化ビニル	5.5mm 以上	90mm	90mm	90mm	90mm	6.6mm 以上	115mm	115mm	115mm	配電管		難燃材料又は硬質塩化ビニル	5.5mm 以上	90mm	90mm	90mm	90mm	4.1mm 以上	61mm	61mm	61mm	61mm	排水管及び排水管に附属する通気管	覆いのない場合	難燃材料又は硬質塩化ビニル	5.5mm 以上	90mm	90mm	90mm	61mm	6.6mm 以上	115mm	115mm	90mm	61mm	5.5mm 以上	90mm	90mm	90mm	90mm	6.6mm 以上	115mm	115mm	115mm	90mm		厚さ0.5mm以上の鉄板で覆われている場合	難燃材料又は硬質塩化ビニル	6.6mm 以上	115mm	115mm	115mm	90mm	7.0mm 以上	141mm	141mm	115mm	90mm
給水管等の用途	覆いの有無	材 質	肉 厚					認定工法の認定番号																																																																				
				防火構造	30分耐火構造	1時間耐火構造	2時間耐火構造																																																																					
給水管		難燃材料又は硬質塩化ビニル	5.5mm 以上	90mm	90mm	90mm	90mm																																																																					
			6.6mm 以上	115mm	115mm	115mm																																																																						
配電管		難燃材料又は硬質塩化ビニル	5.5mm 以上	90mm	90mm	90mm	90mm																																																																					
			4.1mm 以上	61mm	61mm	61mm	61mm																																																																					
排水管及び排水管に附属する通気管	覆いのない場合	難燃材料又は硬質塩化ビニル	5.5mm 以上	90mm	90mm	90mm	61mm																																																																					
			6.6mm 以上	115mm	115mm	90mm	61mm																																																																					
			5.5mm 以上	90mm	90mm	90mm	90mm																																																																					
			6.6mm 以上	115mm	115mm	115mm	90mm																																																																					
	厚さ0.5mm以上の鉄板で覆われている場合	難燃材料又は硬質塩化ビニル	6.6mm 以上	115mm	115mm	115mm	90mm																																																																					
7.0mm 以上			141mm	141mm	115mm	90mm																																																																						
1) この表において、30分耐火構造、1時間耐火構造及び2時間耐火構造とは、通常の火災時の加熱にそれぞれ30分、1時間及び2時間耐える性能を有する構造をいう。 2) 給水管等が貫通する令第112条第10項ただし書の場合における同項ただし書のひさし、床、壁その他これらに類するものは、30分耐火構造とみなす。 3) 内部に電線等を挿入していない予備配管にあっては、当該管の先端を密閉してあること。																																																																												

衛 生 器 具 表				電 源			数量	設 置 場 所													
				60Hz				1 階					2 階					屋 外			
名 称	参考品番 (TOTO)	付 属 品 及 び 仕 様	備 考	相	電圧 (V)	消費電力 (W)		男子 便所	女子 便所					男子 便所	女子 便所						
車いす対応便器	CS20AB	SH30BA(洗浄タンク), TCF5554PR(温水洗浄式暖房便座) TCA348(便器洗浄ユニット), YH500(紙巻器)		1	100	409	4	1	1					1	1						
洋風大便器(1)	CS597BS	SH596BAR(洗浄タンク), TCF589AU(温水洗浄式暖房便座) HP597(ソケット), YH600FMR(棚付き二連紙巻器)		1	100	314	4		3						1						
洋風大便器(2)	CS597BS	SH596BAR(洗浄タンク), HP597(ソケット), YH600FMR(棚付き二連紙巻器)	既設温水洗浄式暖房便座再取付 便器洗浄ユニット付(TCF585AUS)	1	100	314	1								1						
洋風大便器(3)	CS597BS	SH596BAR(洗浄タンク), HP597(ソケット), TCA347A(便器洗浄ユニット) YH600FMR(棚付き二連紙巻器)	既設温水洗浄式暖房便座再取付 (TCF6622)	1	100	314	1								1						
可動手すり	T112H8R	T110D17S(固定金具)					4	1	1					1	1						
L型手すり	T112CL10	T110D3R x 3(固定金具)					4	1	1					1	1						
自動洗浄小便器	UFS900R			1	100	0.5	6	3						3							
小便器用手すり	T112CU22	T110D15 x 4(固定金具)					2	1						1							
洗面カウンター(1)	ML50	奥行500(一連), L=1.70m, 一方型ポンプタイプ L530(洗面器) x 1, TLE28SA1A(自動単水栓) x 1 TLDS2201JA(床排水金具) x 1 T6BR(床給水金具) x 1, T156PH(パイプ補助) x 1	カウンターレン程度	1	100	0.6	2	1						1							
洗面カウンター(2)	ML50	奥行500(二連), L=1.99m, 一方型ポンプタイプ L530(洗面器) x 2, TLE28SA1A(自動単水栓) x 2 TLDS2201JA(床排水金具) x 2 T6BR(床給水金具) x 2, T156PH(パイプ補助) x 2	カウンターレン程度	1	100	0.6x2	2	1						1							
洗面カウンター(3)	ML50	奥行500(二連), L=1.86m, 一方型ポンプタイプ L530(洗面器) x 2, TLE28SA1A(自動単水栓) x 2 TLDS2201JA(床排水金具) x 2 T6BR(床給水金具) x 2, T156PH(パイプ補助) x 2	カウンターレン程度	1	100	0.6x2	4		2						2						
掃除流し	SK22A	TK22(リムカバー), T23AEQ20C(給水栓), TN114(アングル形止水栓) T9R(パイプハンガー), HH04060 x 2(ブランク), T37SGEP(排水金具)					4	1	1					1	1						
オストメイト対応トイレマット	UAS81R/LDB2NW	ライニング付, 洗浄タンク式, 電気温水器, 水石けん入れ付 UTR141(側板)		1	100	30 600	4	L1	R1					L1	R1						
化粧鏡	YM3580AC	350 x 800					14	3	4					3	4						
洋風大便器(既)	CS497BM	TCF585AUS(温水洗浄式暖房便座) YH600FM(棚付き二連紙巻器)	既設取外し再取付	1	100	314	(2)	(1)						(1)							

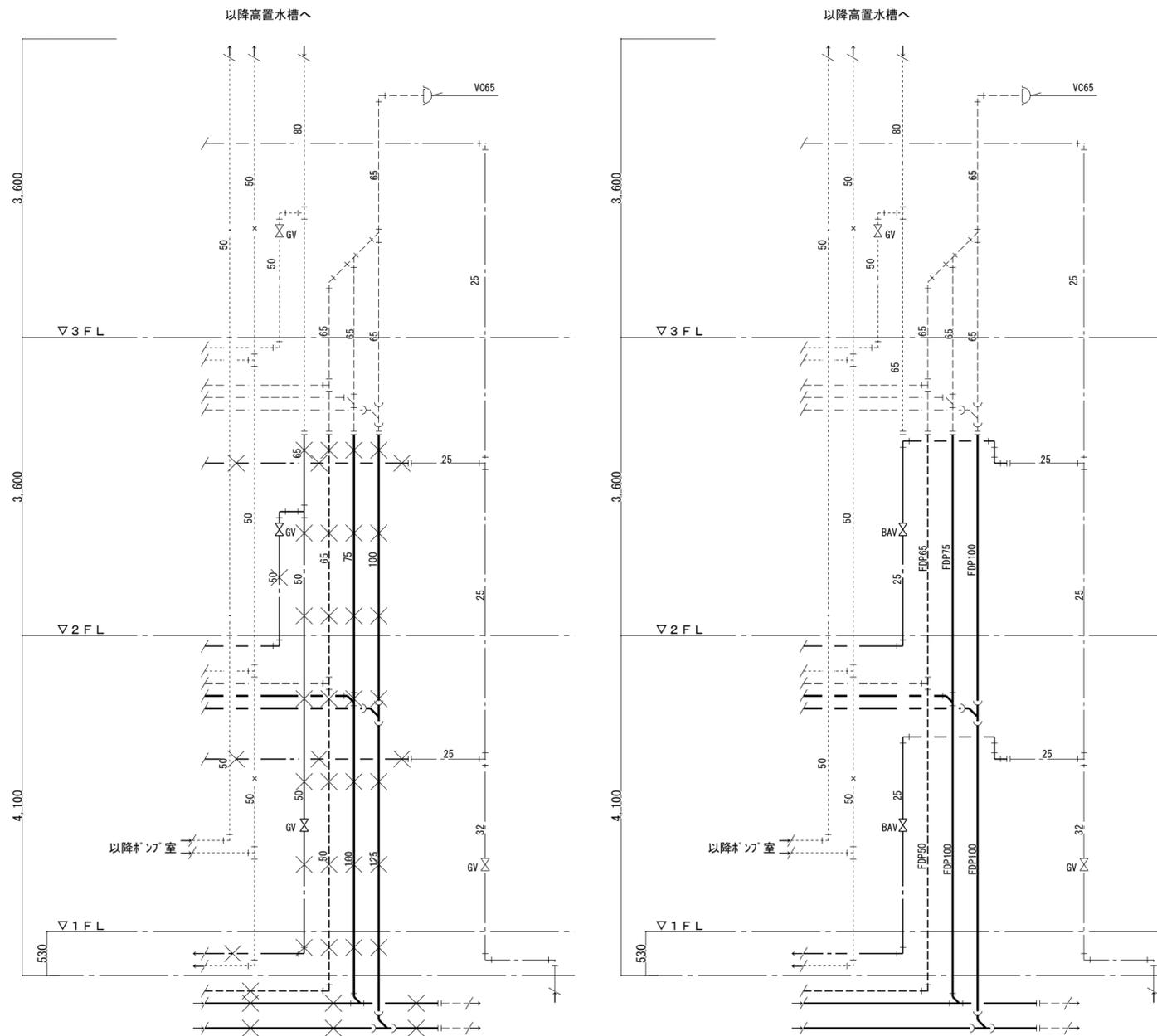
改修前 → 改修後



西PS(男子便所) 縦管系統図

今回改修しないガス、消火縦管も保温やり替えのうえ配管支持材を新設のこと

改修前 → 改修後



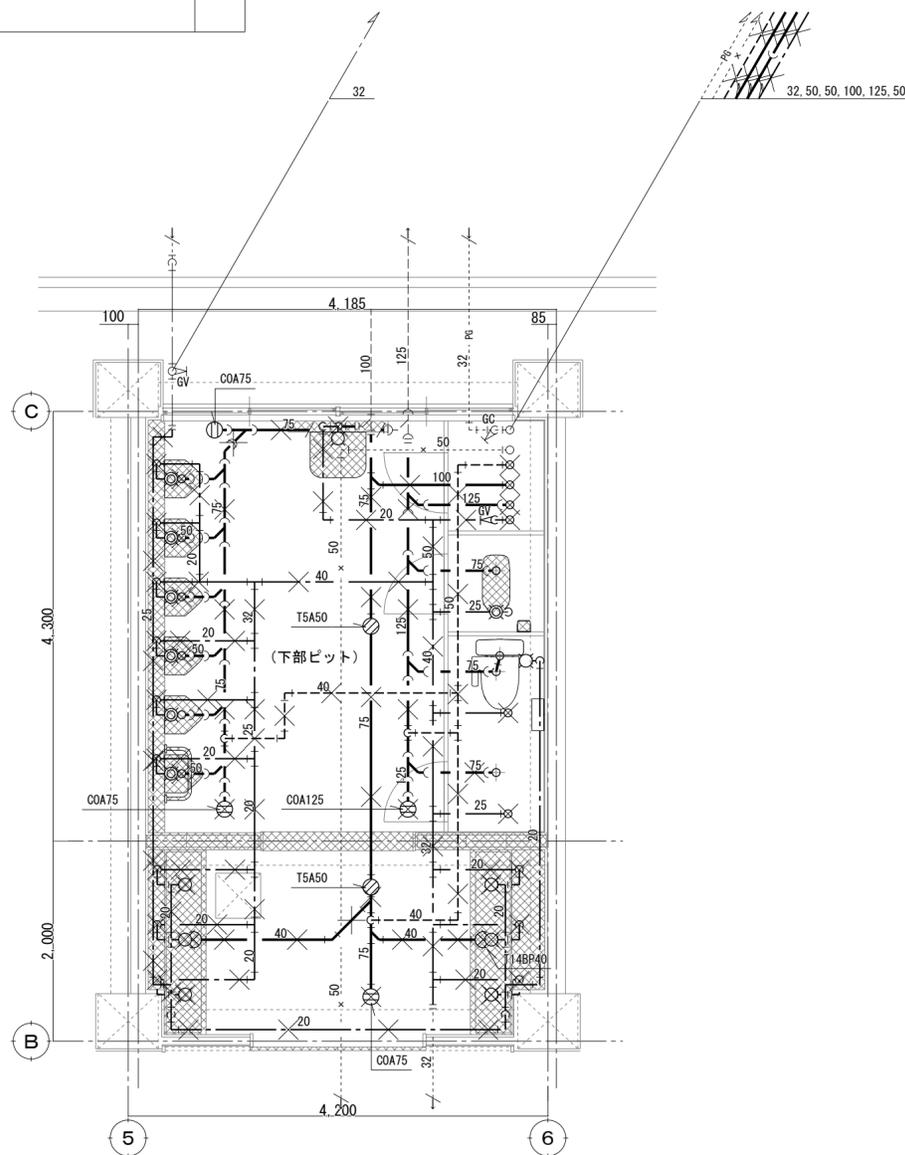
東PS(女子便所) 縦管系統図

今回改修しない消火、揚水縦管も保温やり替えのうえ配管支持材を新設のこと

器具撤去	
男子トイレ	
和風大便器 (FV)	1
ストール小便器 (FV)	6
掃除流し	1
手すり (I形) 500L	1
化粧鏡 (350×450)	4
横水栓13A	6

器具取外し	
男子トイレ	
洋風大便器 (既)	1

※上記衛生器具は附属品共全て撤去のこと
 ※配管撤去後不要となる穴等は補修のこと
 ※和風便器開口穴補修は建築工事とする
 ※ - - - は樹脂製モール壁面露出配管を示す



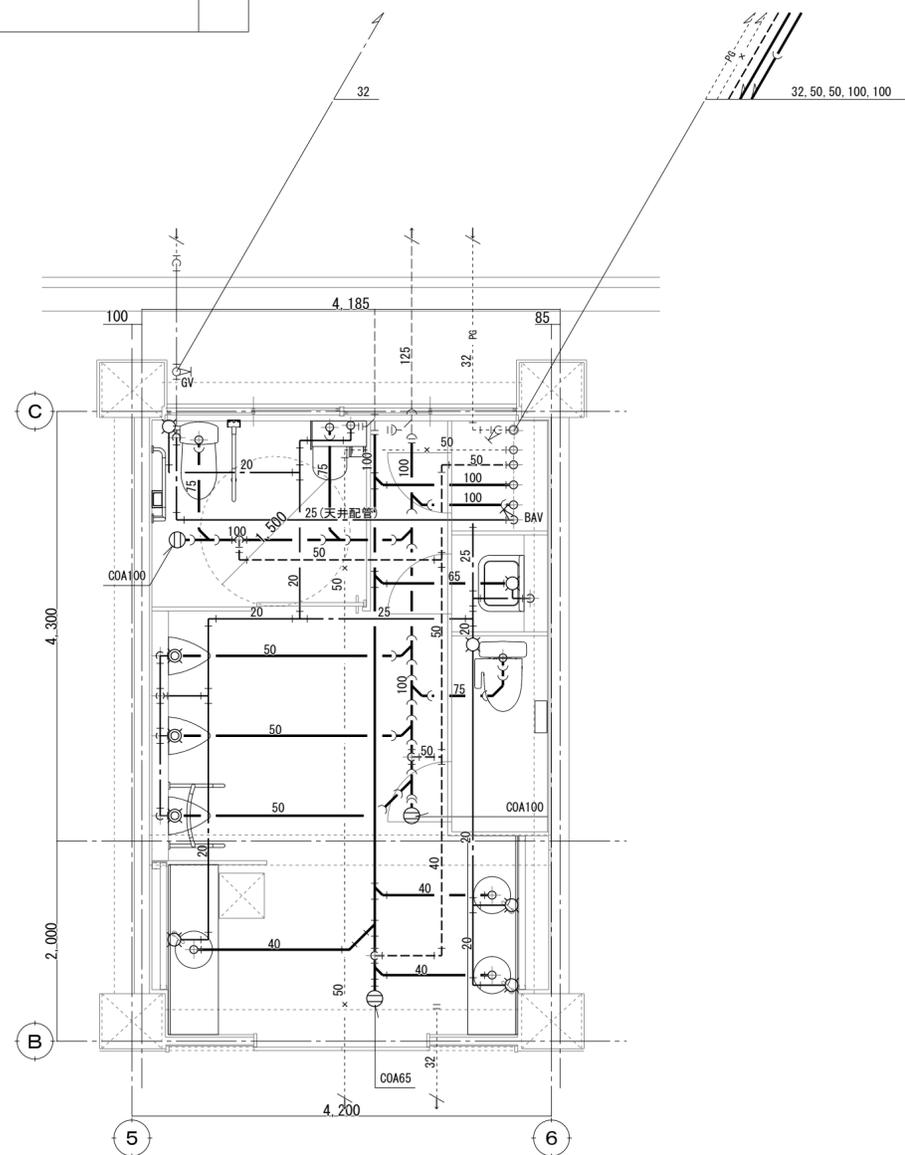
撤去を示す

改修前 1階男子トイレ平面詳細図 1/50

器具新設	
男子トイレ	
車いす対応便器	1
可動手すり	1
L形手すり	1
肘付対応トイレバック	1
自動洗浄小便器	3
小便器用手すり	1
掃除流し	1
洗面カウンター(1)	1
洗面カウンター(2)	1
化粧鏡	3

※衛生器具接続配管用はつり補修は本工事とする

器具再取付	
男子トイレ	
洋風大便器 (既)	1



改修後 1階男子トイレ平面詳細図 1/50

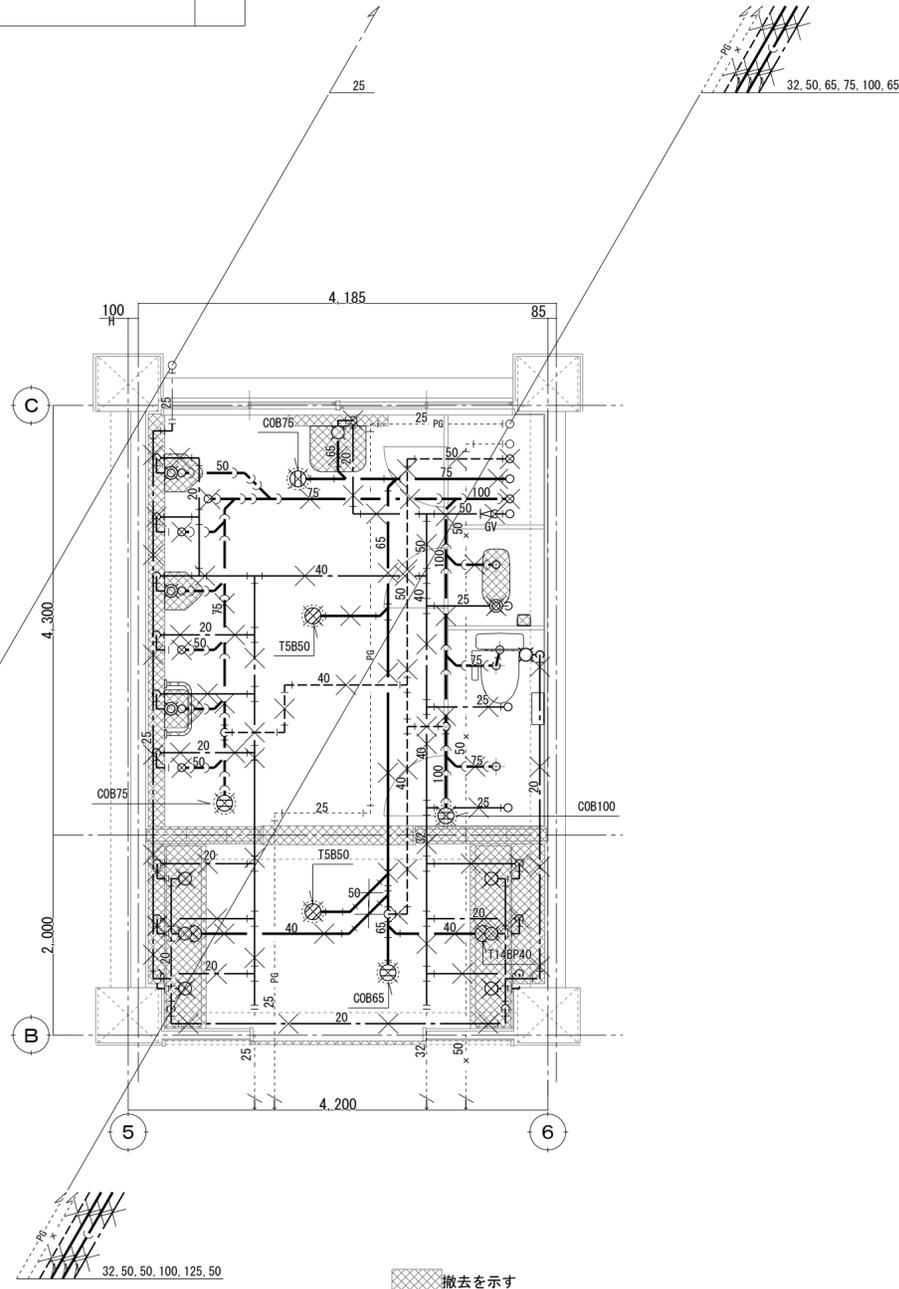
配管貫通口はつり補修リスト

用途	貫通口径 (mm)	コンクリート厚さ (mm)	数量
給水管 20A	50	100~150	3
排水管 40A	75	100~150	3
排水管 65A	100	100~150	1
給水管 20A	50	250程度	5
排水管 50, 65A	100	250程度	4
排水管 75A	125	250程度	3
排水管100A	150	250程度	2

器具撤去	
男子トイレ	
和風大便器 (FV)	1
ストール小便器 (FV)	3
掃除流し	1
手すり (I形) 500L	1
化粧鏡 (350×450)	4
横水栓13A	6

器具取外し	
男子トイレ	
洋風大便器 (既)	1

※上記衛生器具は附属品共全て撤去のこと
 ※配管撤去後不要となる穴等は補修のこと
 ※和風便器開口穴補修は建築工事とする
 ※ - - - は樹脂製モール壁面露出配管を示す

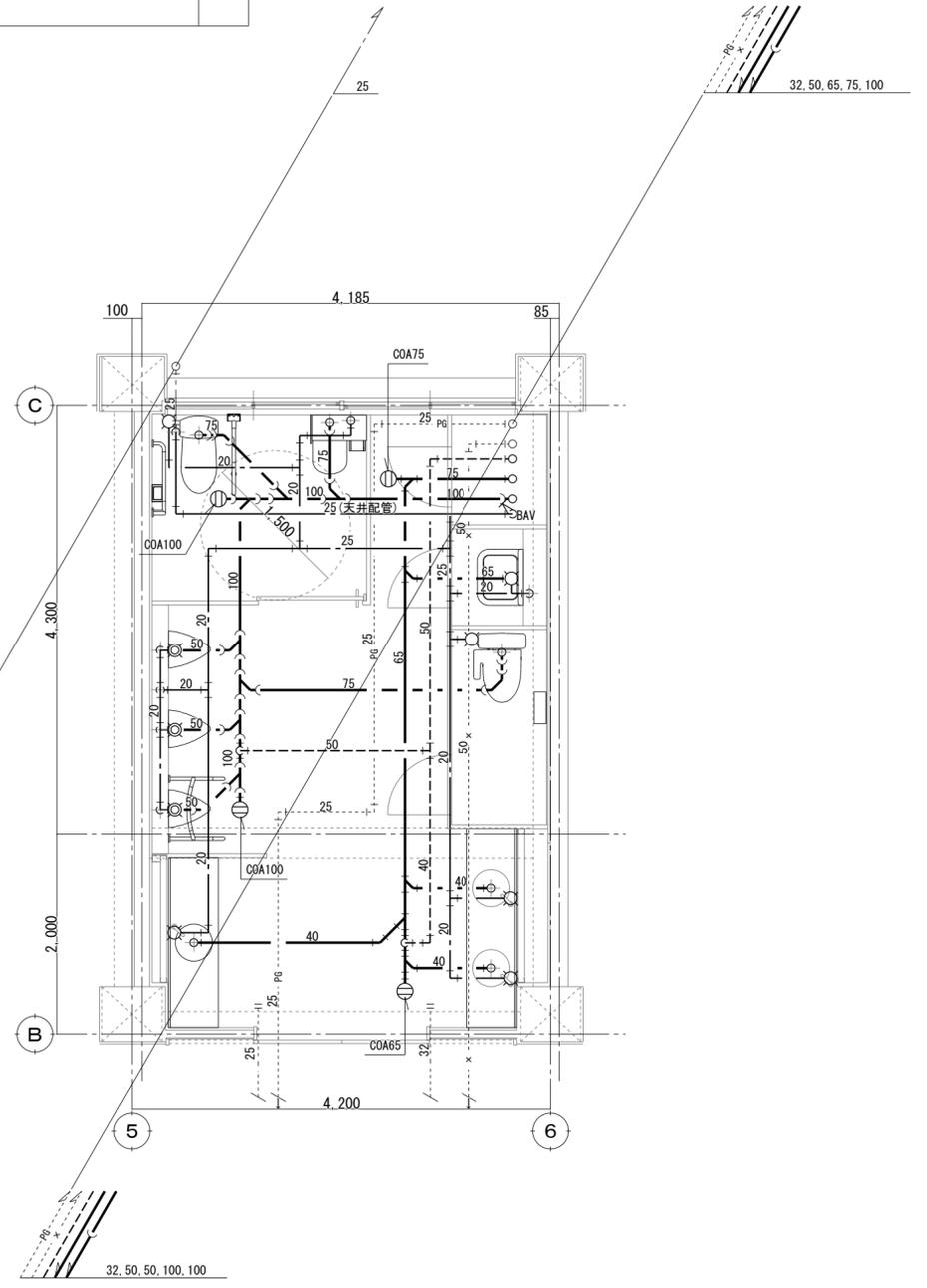


改修前 2階男子トイレ平面詳細図 1/50

器具新設	
男子トイレ	
車いす対応便器	1
可動手すり	1
L形手すり	1
肘付対応トイレバック	1
自動洗浄小便器	3
小便器用手すり	1
掃除流し	1
洗面カウンター(1)	1
洗面カウンター(2)	1
化粧鏡	3

器具再取付	
男子トイレ	
洋風大便器 (既)	1

※衛生器具接続配管用はつり補修は本工事とする



改修後 2階男子トイレ平面詳細図 1/50

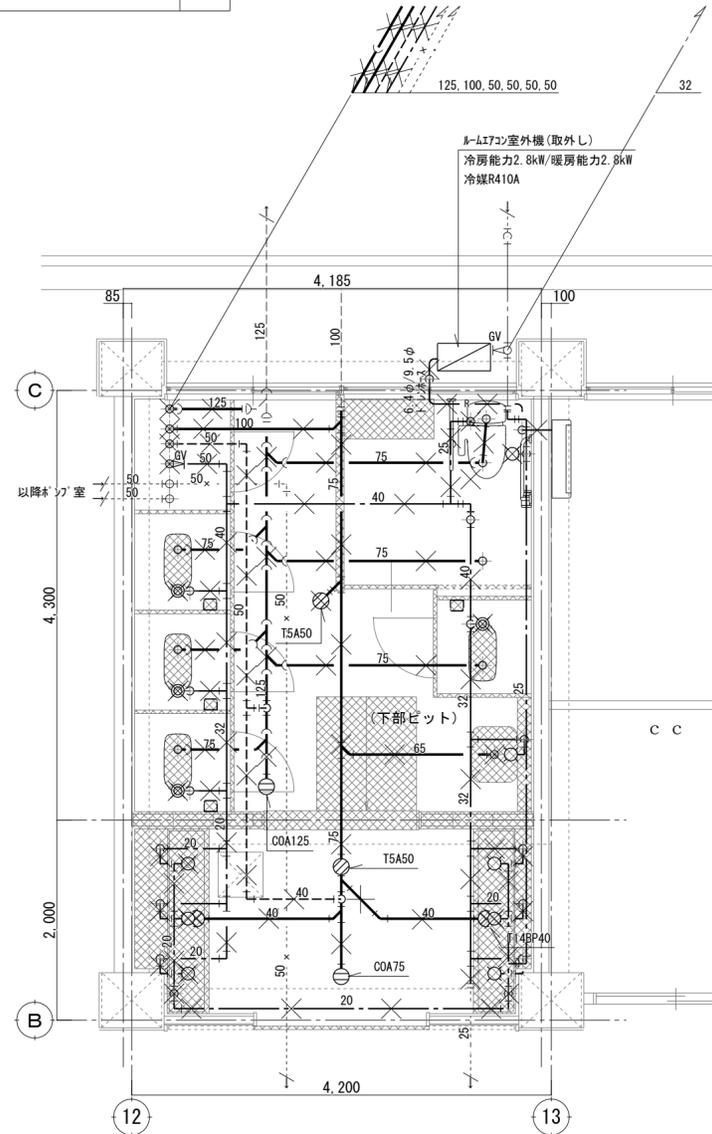
配管貫通口はつり補修リスト

用途	貫通口径 (mm)	コンクリート厚さ (mm)	数量
給水管 20A	50	100~150	3
排水管 40A	75	100~150	3
排水管 65A	100	100~150	1
給水管 20A	50	250程度	5
排水管 50, 65A	100	250程度	4
排水管 75A	125	250程度	4
排水管100A	150	250程度	2

器具撤去	
女子トイレ	
和風大便器 (FV)	4
洋風大便器 (洗浄機)	1
掃除流し	1
手すり (L形) 600L	1
手すり (P形) 700L	1
化粧鏡 (350×450)	4
横水栓13A	6

器具取外し	
女子トイレ	
温水洗浄式暖房便座	1

※上記衛生器具は附属品共全て撤去のこと
 ※配管撤去後不要となる穴等は補修のこと
 ※和風便器開口穴補修は建築工事とする
 ※ --- は樹脂製モール壁面露出配管を示す

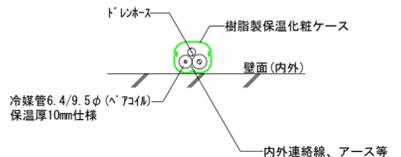
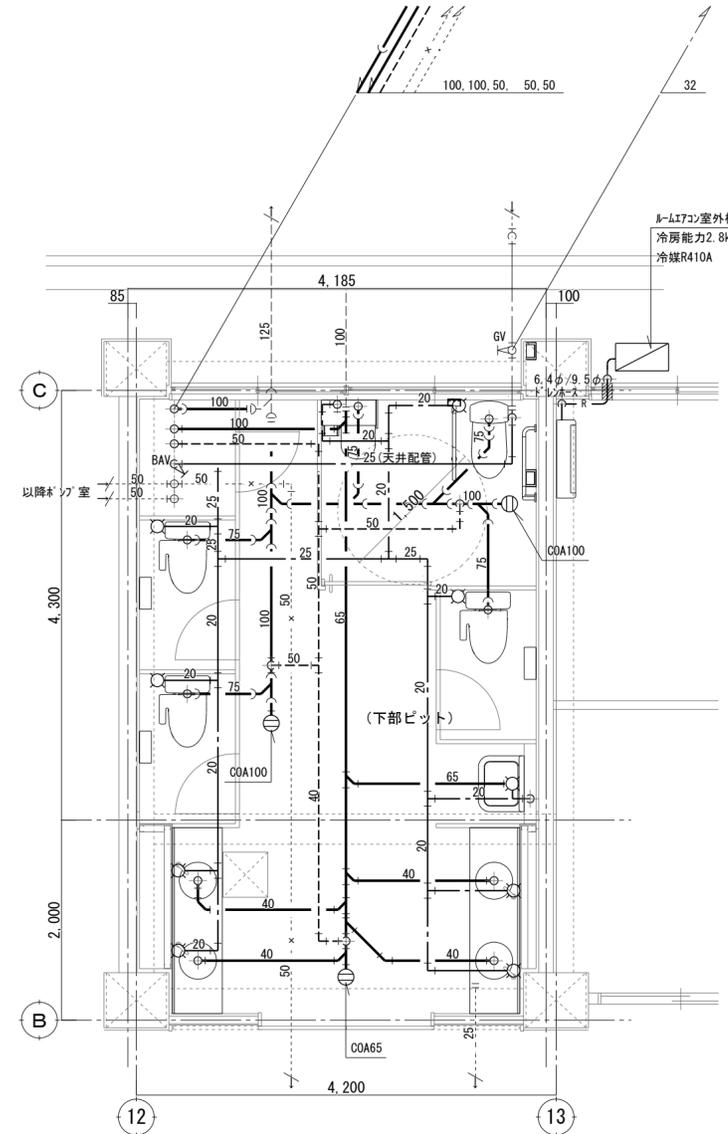


撤去を示す

改修前 1階女子トイレ平面詳細図 1/50

器具新設	
女子トイレ	
車いす対応便器	1
可動手すり	1
L形手すり	1
肘付対応トイレバック	1
洋風大便器 (1)	3
掃除流し	1
洗面カウンター (3)	2
化粧鏡	4

※衛生器具接続配管用はつり補修は本工事とする



冷媒管施工要領参考図

配管貫通口はつり補修リスト

用途	貫通口径 (mm)	コンクリート厚さ (mm)	数量
給水管 20A	50	100~150	4
排水管 40A	75	100~150	4
排水管 65A	100	100~150	1
給水管 20A	50	250程度	6
排水管 50, 65A	100	250程度	1
排水管 75A	125	250程度	5
排水管100A	150	250程度	2

改修後 1階女子トイレ平面詳細図 1/50

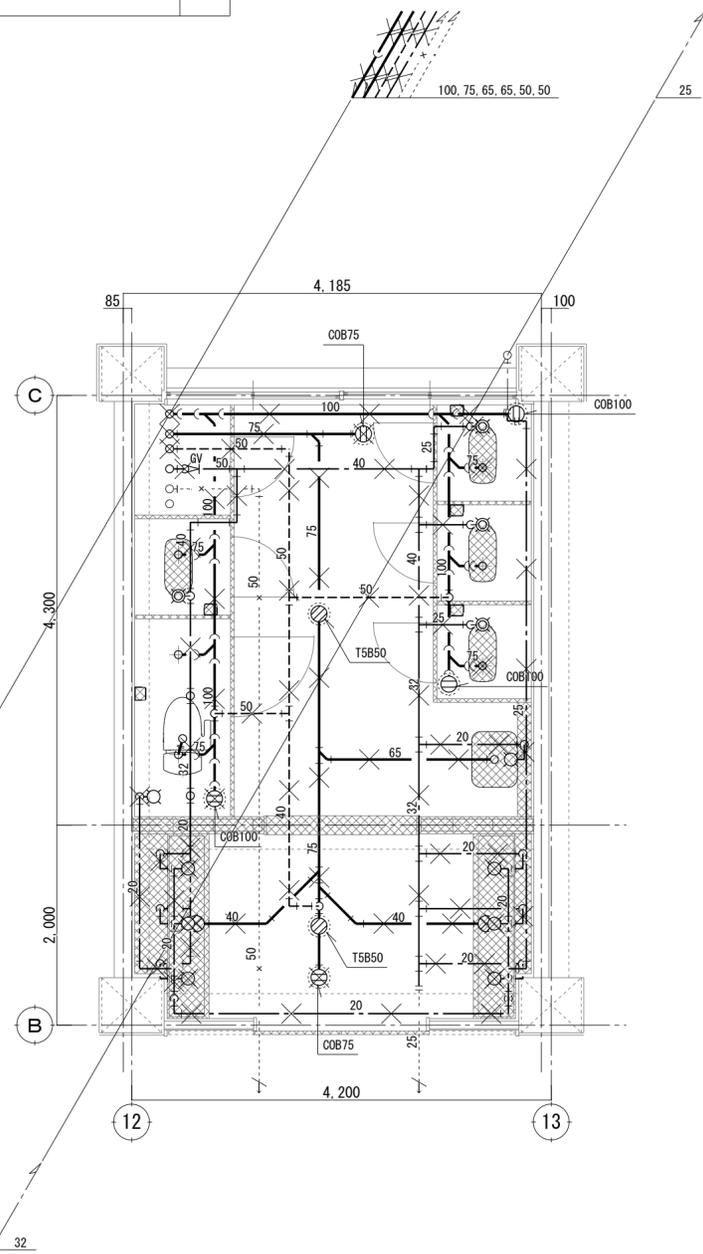
器具撤去

女子トイレ	
和風大便器 (FV)	4
洋風大便器 (洗浄機)	1
掃除流し	1
化粧鏡 (350*450)	4
横水栓13A	6

器具取外し

女子トイレ	
温水洗浄式暖房便座	1

※上記衛生器具は附属品共全て撤去のこと
 ※配管撤去後不要となる穴等は補修のこと
 ※和風便器開口穴補修は建築工事とする
 ※ --- は樹脂製モール壁面露出配管を示す

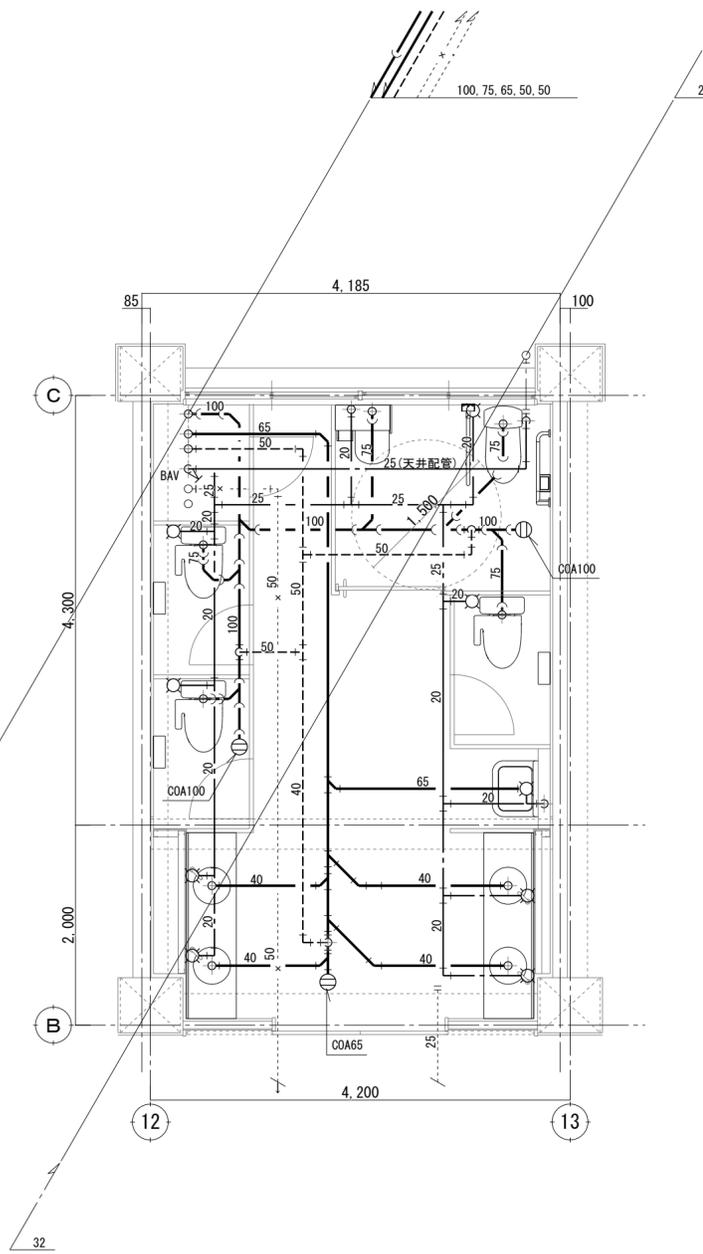


改修前 2階女子トイレ平面詳細図 1/50

器具新設

女子トイレ	
車いす対応便器	1
可動手すり	1
L形手すり	1
肘付対応トイレバック	1
洋風大便器 (1)	1
洋風大便器 (2)	1
洋風大便器 (3)	1
掃除流し	1
洗面カウンター (3)	2
化粧鏡	4

※衛生器具接続配管用はつり補修は本工事とする



改修後 2階女子トイレ平面詳細図 1/50

配管貫通口はつり補修リスト

用途	貫通口径 (mm)	コンクリート厚さ (mm)	数量
給水管 20A	50	100~150	4
排水管 40A	75	100~150	4
排水管 65A	100	100~150	1
給水管 20A	50	250程度	6
排水管 50,65A	100	250程度	1
排水管 75A	125	250程度	5
排水管100A	150	250程度	2